

# 浜松市環境配慮指針手引書

～環境と調和のとれた開発を目指して～



# 目次

## 第1部 環境配慮指針の基本的事項

### 第1章 環境配慮指針の概要

1 環境配慮指針の趣旨	1
2 対象とする開発事業	3
3 本書の使い方	5

## 第2部 環境配慮に関する情報

### 第2章 環境配慮の基本的考え方

1 対象とする環境要素	7
2 環境保全措置	8
3 土地利用区分別の配慮	8
4 生活環境への配慮	10
(1) 大気環境（大気汚染・悪臭）への配慮	10
(2) 水環境（水質・地下水）への配慮	10
(3) 土壌環境（土壌汚染）への配慮	11
(4) 騒音・振動への配慮	11
5 生物多様性への配慮	12
(1) 生物多様性とは	12
(2) 動植物の生息・生育地の保全の考え方	13
(3) 貴重種等への配慮	14
(4) 地域を特徴づける生態系への配慮	17
6 快適環境への配慮	20
(1) 景観への配慮	20
(2) 人と自然との触れ合いの活動の場への配慮	21
(3) 歴史・文化的遺産への配慮	22
7 地球環境への配慮	23
(1) 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	23

### 第3章 開発事業地の情報

1 環境に関連する法令・計画等	24
2 開発事業地及びその周辺の環境特性	28
3 行政区別環境情報図	29

## 第3部 開発事業実施時における環境配慮

### 第4章 行政区別環境配慮の方向

1 中区	51
2 東区	52
3 西区	53
4 南区	54
5 北区	55
6 浜北区	56
7 天竜区	57

### 第5章 開発事業別環境配慮事項

1 開発事業と環境への影響	58
2 環境配慮の実施手順	60
3 環境配慮事項の選定	61
4 環境配慮チェックシート	62
(1) 交通基盤整備事業	63
(2) 河川・港湾整備事業	68
(3) 農用地整備事業	73
(4) 面整備事業	77
(5) 公園整備事業	82
(6) 上下水道施設整備事業	87
(7) 廃棄物処理施設整備事業	92
(8) 土砂採取・残土処理事業	97
(9) 発電事業	101

## 資料編

1 行政区別環境資源一覧	107
2 市域で生息・生育が確認された貴重種一覧	119
3 市域で生息・生育が確認された特定外来生物一覧	128
4 天然記念物一覧	129
5 用語解説	131

# **第1部 環境配慮指針の基本的事項**



# 第1章 環境配慮指針の概要

## 1 環境配慮指針の趣旨

「浜松市環境基本条例」では、第3条の基本理念において、「環境の保全及び創造は、豊かな環境の恵沢を将来にわたって持続的に享受することができ、自然と人との共生を旨として行われなければならない」と規定しています。さらに、同条例第6条では、事業者の責務として、「その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。

「浜松市環境配慮指針」（以下、「指針」という。）は、環境と調和のとれた開発を目指して、「浜松市環境基本条例」第8条各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針として策定します。なお、指針は、同条例第9条第2項第2号に規定する環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、「第2次浜松市環境基本計画」に盛り込んでいます（図1-1）。

本書の構成は、市や事業者が各種開発事業の「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において適切な環境への配慮を具体的に検討・実践するために、環境配慮の基本的考え方や環境関連情報を確認し、開発事業地の環境特性や開発事業の特性に応じた環境配慮事項を把握するとともに、環境配慮の具体的な手法等をチェックシートで確認できるようになっています。

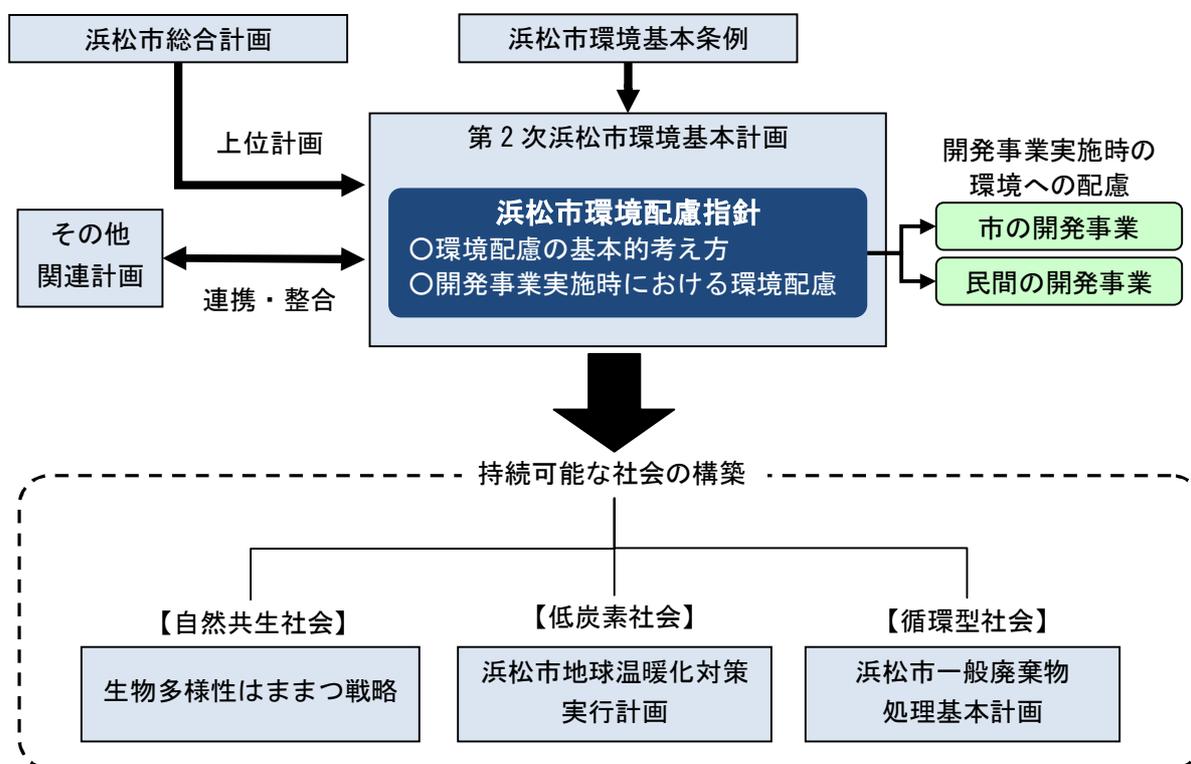


図1-1 浜松市環境配慮指針の位置づけ

表 1-1 浜松市環境基本条例（抜粋）

<p>(基本理念)</p> <p>第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるよう行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、自然と人との共生を旨として行われなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する。</p> <p>(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。</p> <p>(2) 本市の多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。</p> <p>(3) 資源の循環的効率的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない社会を構築すること。</p>
--

【資料：浜松市環境基本条例（平成20年3月改定）】

## 2 対象とする開発事業

指針では、公共事業、民間事業の区別に関わらず、環境への影響を考慮して開発事業を9区分し、市内で実施される表1-2の事業を対象とします。ただし、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

なお、対象事業規模に満たない各種開発事業についても、できる限り指針の内容を参考とするとともに、貴重種の生息・生育地等の「特に配慮すべき場所」(P.28)などが開発事業地に存在する場合は、積極的に環境配慮を実施するように努めてください。

表1-2(1) 環境配慮指針の対象事業

事業区分	事業内容	事業規模
(1) 交通基盤整備事業	道路の建設	【自動車専用道の新設・改築】 すべて 【一般国道、県道、市道等の新設・改築】 4車線以上かつ長さ5km以上 ※改築の場合は、改築後の車線・延長 【林道・林業専用道の新設】 長さ500m以上
	鉄道の建設	長さ5km以上
(2) 河川・港湾整備事業	河川の整備	整備延長500m以上
	用排水路の整備	
	海岸の整備	
	ダムの建設	貯水面積が2,000㎡以上のダム・堰の新築
	放水路の建設	改変面積が2,000㎡以上の放水路の設置
	埋立・干拓	2,000㎡以上の公有水面の埋立・干拓
	マリーナの建設	すべての事業
(3) 農用地整備事業	農用地の造成	2,000㎡以上の農用地の造成
(4) 面整備事業	土地区画整理	施行区域面積が表1-3に該当する事業
	住宅地の整備	
	商業・業務施設の建設	
	工場・事業場の建設	
	レクリエーション施設の建設	
	面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成	面整備事業に該当する項目の施行区域面積の合計が表1-3に該当する事業
(5) 公園整備事業	公園の建設	施行区域面積が表1-3に該当する事業
(6) 上下水道施設整備事業	上水道浄水施設の建設	施行区域面積が表1-3に該当する事業
	下水道終末処理施設の建設	
(7) 廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理施設の建設	すべての事業
	し尿処理施設の建設	
	最終処分場の建設	
	産業廃棄物中間処理施設の建設	

表 1-2(2) 環境配慮指針の対象事業

事業区分	事業内容	事業規模
(8) 土砂採取・残土処理事業	土の採取等	施行区域面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の事業
	残土の処理	
(9) 発電事業	火力発電所（バイオマス発電、廃棄物発電を含む）の建設	施行区域面積が表 1-3 に該当する事業
	水力発電所の建設	
	風力発電所の建設	

表 1-3 施行区域面積による要件

区域区分		面積
都市計画区域内	市街化区域	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	市街化調整区域	5,000 m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外		2,000 m <sup>2</sup> 以上

注) 「都市計画法」第5条第1項に規定する都市計画区域、同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域をいう。

### 3 本書の使い方

開発事業の実施にあたっては、「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする必要があります。

本節では、事業者が自発的に環境への配慮を行えるように、開発事業の各段階において確認する各章の項目と検討する環境配慮事項を以下の手順に示します（図 1-2）。なお、開発事業別の環境配慮事項やその参考手法は、「第 5 章／4 環境配慮チェックシート」で確認できます。

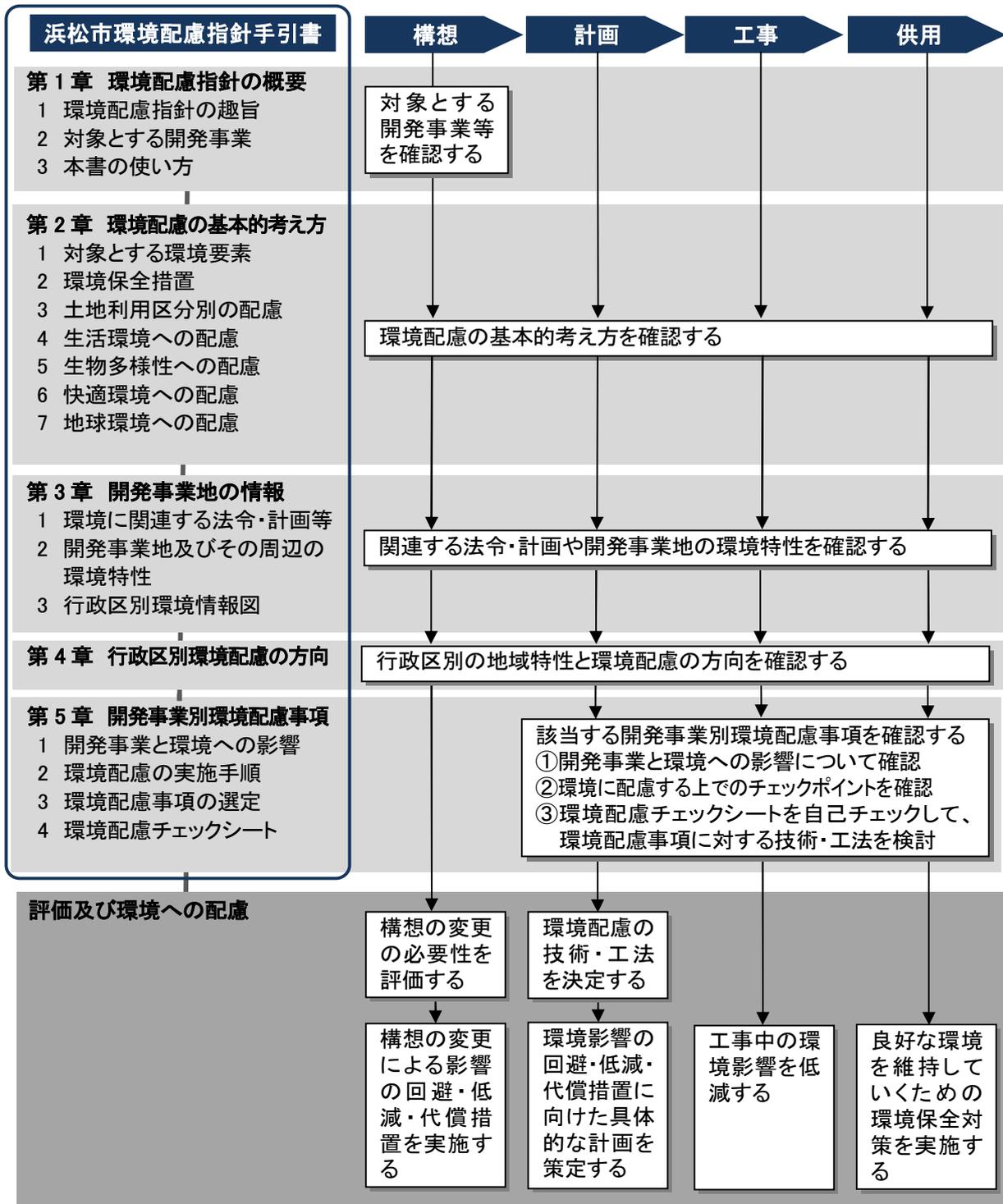


図 1-2 事業の流れと本書の使い方



## **第2部 環境配慮に関する情報**



## 第2章 環境配慮の基本的考え方

環境配慮の基本的考え方として、対象とする環境要素、環境保全措置や土地利用区分別の配慮、生活環境・生物多様性・快適環境・地球環境の環境要素の特性や配慮の考え方についてまとめます（図2-1）。

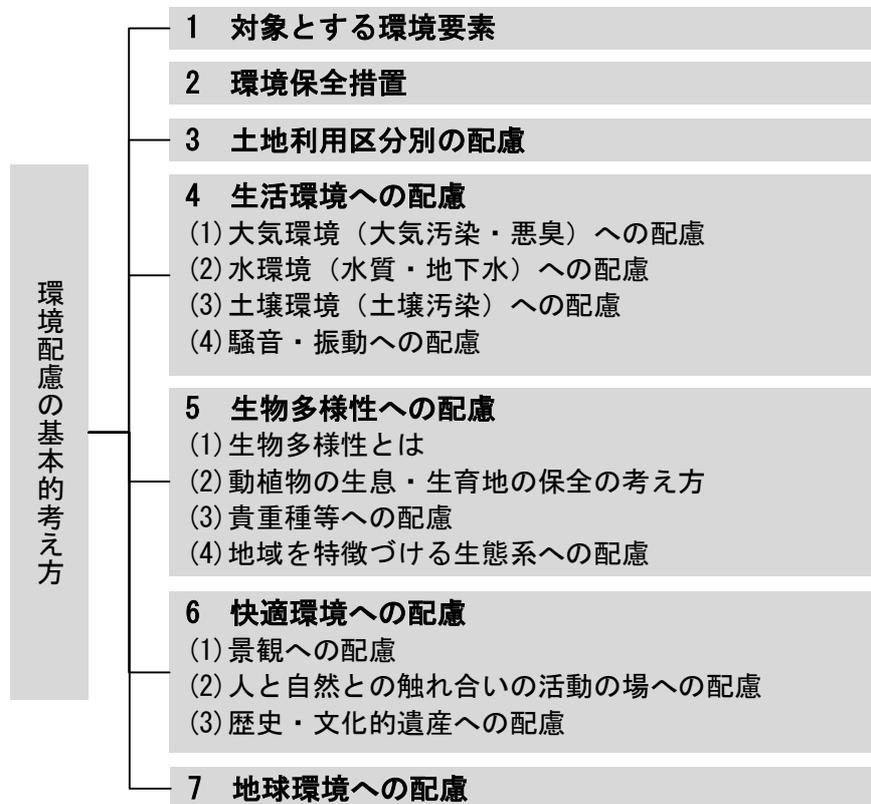


図2-1 環境配慮の基本的考え方の概要

### 1 対象とする環境要素

指針の対象とする環境要素は、表2-1のとおりとします。

表2-1 指針で対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壌環境（土壌汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

## 2 環境保全措置

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望まれます（図2-2）。

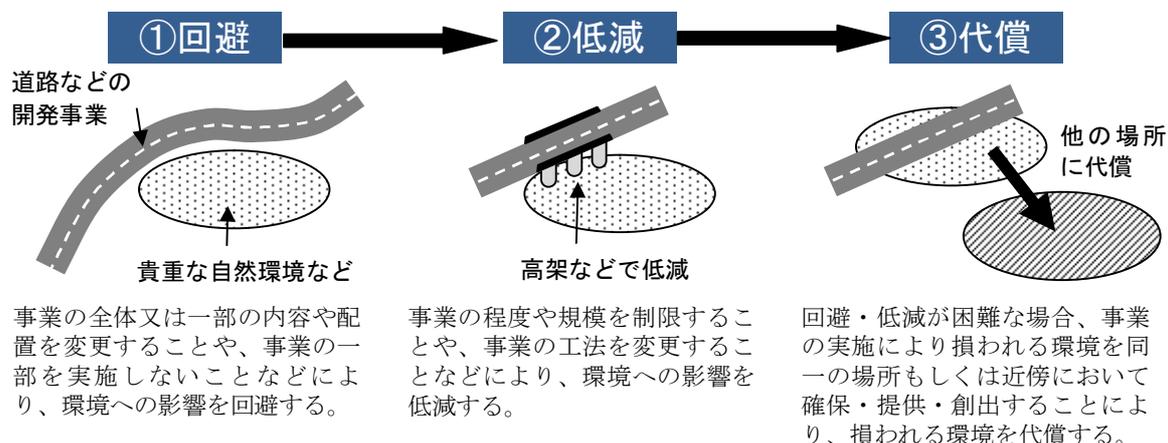


図2-2 環境保全措置の考え方

## 3 土地利用区分別の配慮

市域の土地利用区分は、森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、市街地（住宅地、商業・工業地域）に大別することができます（表2-2参照）。開発事業を実施する際には、このような土地利用の状況に応じて、環境への配慮を検討していく必要があります（表2-3）（市域の土地利用の基本事項については「国土利用計画浜松市計画」（2010）を参照）。

表2-2 本書における土地利用区分の定義

本書における土地利用区分	対応する土地利用区分
森林地域	森林
農村地域	田、その他の農用地
河川・湖沼・海岸	河川地及び湖沼、海浜、海水域
市街地 （住宅地、商業・工業地域）	高層建物、工場、低層建物、低層建物（密集地）、道路、鉄道、公共施設等用地、空地、公園・緑地、ゴルフ場
その他	荒地

【資料：国土地理院「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成21年度）」（2010）】

表 2-3 土地利用区別の環境配慮

土地利用区分	想定される主な環境配慮
森林地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森林は木材生産などの経済的価値ばかりでなく、保水による防災機能・山地災害の防止・水源かん養、保健休養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、自然景観の形成、貴重な動植物の生息・生育地などの公益的機能を持っている。</li> <li>• 上記の価値を持つ森林を後世に残すとともに、人と自然との触れ合いの活動の場として活用するなど、快適生活につながる新しい価値を生み出していく必要がある。</li> <li>• 市街地内に残された森林や市街地に隣接する里山は、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全するとともに、共生を図る必要がある。</li> <li>• 歴史・文化資源と一体となった森林を保全・育成する必要がある。</li> </ul>
農村地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るうえで重要な資源であるとともに、緑地空間としての景観形成、生活環境や自然環境の保全、防災等の多面的な機能に重要な役割を果たしている。</li> <li>• 農業生産基盤の整備による優良農地の確保や農用地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止と解消を図る必要がある。</li> </ul>
河川・湖沼・海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川・湖沼・海岸は、動植物の生息・生育環境として重要であるほか、良好な景観形成や人と自然との触れ合いの活動の場としても、大きな役割を果たしている。</li> <li>• 河川・湖沼・海岸の整備にあたっては、良好な水環境の再生・保全、動植物の多様な生息・生育環境の機能の確保、自然環境と調和した市民の身近な修景、良好な親水空間の保全・整備などを行う必要がある。</li> <li>• 遠州灘沿岸は、貴重な自然資源、良好な景観要素として、保全と侵食対策を図る必要がある。</li> </ul>
市街地（住宅地、商業・工業地域）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅地の整備は他用途との混在の抑制・解消を図りつつ、生活環境の保全、良好な街並み景観の形成、緑の確保や創出など、快適に生活できる住環境の維持・創出を図る必要がある。</li> <li>• 商業業務施設は、原則として市街化区域内に立地を誘導し、無秩序な立地を抑制する必要がある。</li> <li>• 工業用地については周辺環境に配慮し、工業系用途地域への移転・集団化を促進し、住工混在の解消や緑の確保・創出、生活環境の保全を図る必要がある。</li> <li>• 道路は広域的な幹線道路から生活道路に至るまで、交通混雑の緩和や環境負荷低減、安全性や快適性の向上が必要である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 荒地は、しの地・荒れ地・がけ・岩・万年雪・湿地・採鉱地など様々な環境が含まれるが、いずれも小面積であるため、土地利用の観点からは周辺の区分に合わせる。</li> </ul>

【資料：浜松市「国土利用計画浜松市計画」（2010）をもとに作成】

## 4 生活環境への配慮

### (1) 大気環境（大気汚染・悪臭）への配慮

大気汚染の原因は、工場などから出るばい煙・粉じん、自動車の排気ガスなどで、代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどが挙げられます。これらの大気汚染物質は、「大気汚染防止法」による規制が行われています。

不快と感じられる臭いを「悪臭」といいます。感覚的影響が中心であり、典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づき規制が行われています。

大気汚染・悪臭の主な環境影響を表2-4に示します。

表2-4 大気環境（大気汚染・悪臭）の主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
大気環境（大気汚染・悪臭）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 粉じん濃度が高くなることにより、人の健康や日常生活への影響が想定される。</li> <li>• 大気質の著しい変化や悪臭の発生により、人の健康や日常生活への影響が想定される。</li> <li>【その他の環境要素への影響】</li> <li>• 粉じん濃度が高くなることにより、動植物の生息・生育環境への影響や景観の悪化が想定される。</li> <li>• 大気質の著しい変化や悪臭の発生により、人と自然との触れ合いの活動の場における快適性が失われることが想定される。</li> </ul>

【資料：環境庁「大気・水・環境負荷の環境アセスメントI」（2000）をもとに作成】

### (2) 水環境（水質・地下水）への配慮

水質汚濁は工場の排水や生活排水によって、河川、湖沼、海洋などの水域の水質が悪化するこトです。このほかの主な発生原因としては、農業排水、建設工事や廃棄物処理施設・下水道終末処理施設などからの排水があります。水質の汚濁については、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、その達成に向けて「水質汚濁防止法」に基づき対策が進められています。

水質汚濁の主な環境影響を表2-5に示します。

表2-5 水環境の主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地下水の減少により、地下水の塩水化、地盤沈下などの生活環境への影響が想定される。</li> <li>• 地下水を飲料水などに使用している場合は、水質の悪化による人の健康への影響が想定される。</li> <li>【その他の環境要素への影響】</li> <li>• 水質の変化により、水辺の動植物及び生態系への影響が想定される。また、地下水位の低下による湧水の枯渇や植物の枯死、地下水位の上昇による冠水で水辺の動植物の生息・生育環境への影響が想定される。</li> <li>• 水質の変化、地下水位の低下などにより、湧水や河川、湿原などの景観資源への影響のほか、水辺観察・海水浴などの水域を利用した人と自然との触れ合いの活動の場における快適性が失われることが想定される。</li> </ul>

【資料：環境庁「大気・水・環境負荷の環境アセスメントI」（2000）をもとに作成】

### (3) 土壌環境（土壌汚染）への配慮

土壌汚染は事業活動における有害物質の不用意な取り扱い、盛土や埋土が行われる際の汚染土壌の持ち込み、ばい煙に含まれていた有害物質の地表面への降下による堆積又は浸透などにより生じます。そのため、土壌汚染に関する環境基準が定められており、その達成に向けて「土壌汚染対策法」に基づき対策が進められています。

土壌汚染の主な環境影響を表 2-6 に示します。

表 2-6 土壌環境（土壌汚染）の主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
土壌環境（土壌汚染）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染により、人の健康への影響が想定される。</li> <li>【その他の環境要素への影響】</li> <li>土壌の変化により、動植物の生息・生育環境や、花・新緑・紅葉等の観賞、植物採集などの人と自然との触れ合いの活動の場における快適性が失われることが想定される。</li> </ul>

【資料：環境庁「大気・水・環境負荷の環境アセスメント I」（2000）をもとに作成】

### (4) 騒音・振動への配慮

睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど生活環境を損う好ましくない音、人が不快と感じる音を「騒音」といいます。騒音に対する慣れや、個人によって感じ方が異なるところに騒音の特徴があります。騒音の発生源は多種多様であり、道路交通、鉄道、航空機、工場・事業場、建設作業、生活音などが挙げられます。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、「騒音規制法」などに基づき対策が進められています。

公害として問題にされる「振動」とは、工場等の事業活動、建設作業、交通機関の運行などにより、建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与えたりすることにより問題にされるものをいいます。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた「振動規制法」では、鉛直振動（上下方向の振動）についての規制があります。

騒音・振動の主な環境影響を表 2-7 に示します。

表 2-7 騒音・振動の主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動の発生により、人の健康や日常生活への影響が想定される。</li> <li>【その他の環境要素への影響】</li> <li>騒音・振動の発生により、動物の生息環境、公園や人と自然との触れ合いの活動の場における快適性が失われることが想定される。</li> </ul>

【資料：環境庁「大気・水・環境負荷の環境アセスメント I」（2000）をもとに作成】

## 5 生物多様性への配慮

### (1) 生物多様性とは

「生物多様性」とは、生物の豊かな個性とつながりのことをいい、「生物の多様性に関する条約」では、生物多様性を図 2-3 のように「種内(遺伝子)の多様性」「種間の多様性」「生態系の多様性」の3つのレベルに整理しています。

種内の多様性が種や個体群を構成し、種の多様性が生態系の多様性を構成します。そして、多様な生態系が存在することによって多様な景観が形成されることになります。言い換えると、生態系の多様性が大きければそこに生息・生育する種の多様性も大きいといえます。生物多様性といった場合、このような3つのレベルの生物多様性を考慮する必要があります。

#### ● 生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)第2条

「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

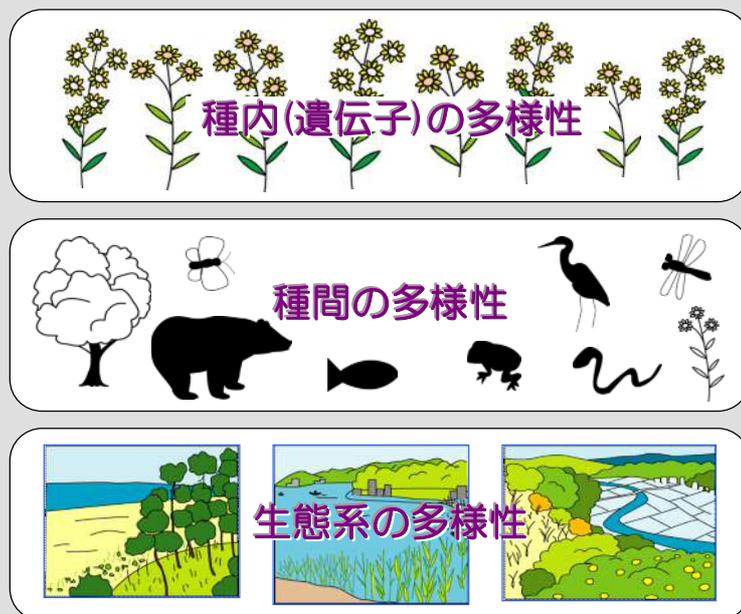


図 2-3 3つのレベルの生物多様性

【資料：浜松市「生物多様性はままつ戦略」(2013)】

## (2) 動植物の生息・生育地の保全の考え方

### ① 貴重な動植物の生息・生育地における保護区域の設定（ゾーニング）

貴重な動植物の生息・生育地などの保全すべき自然環境の周辺で開発等の人為活動を行う場合、その生息・生育地（コアエリア）だけでなく、周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）も合わせて保全し、移行地域（トランジションゾーン）において自然環境に配慮しながら開発等を行う考え方があります。これは、国連のユネスコが1971年に発表した「人間と生物圏計画」（MAB計画）における「生物圏保護区」を設定する際の考え方であり（図2-4、表2-8）、現在では、国立公園や自然遺産の保護にも適用されています。

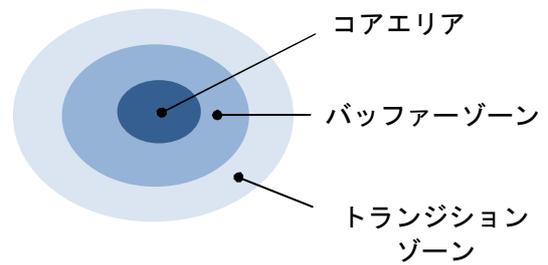


図2-4 生物圏保護区の区域の概念図

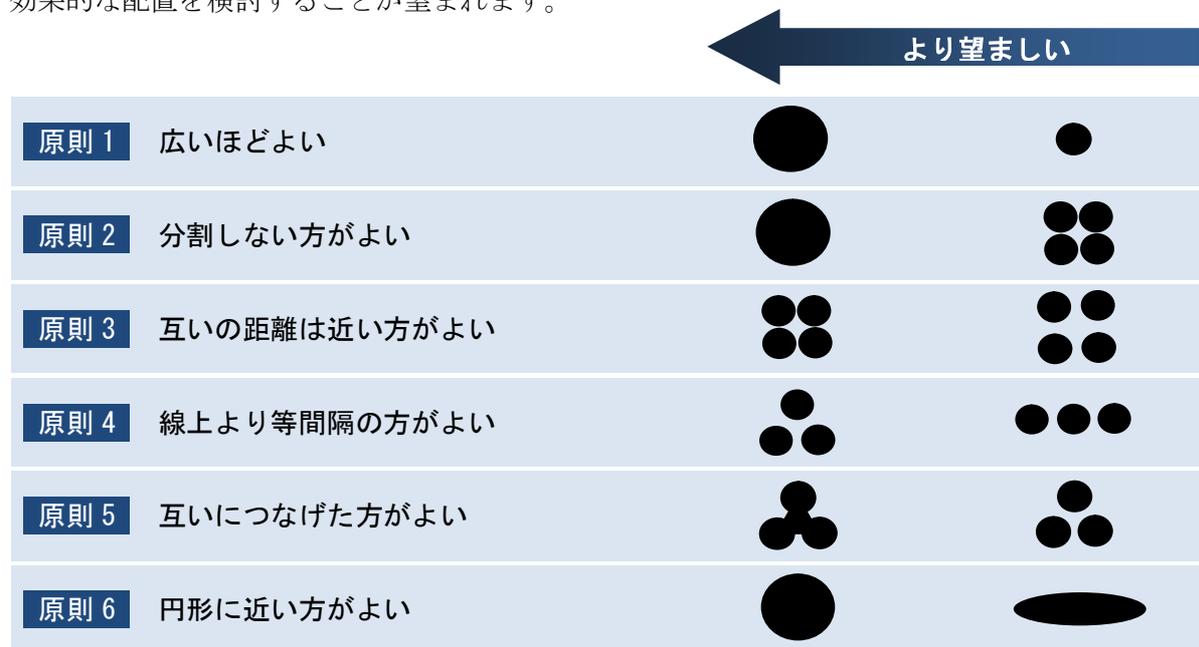
表2-8 生物圏保護区の区域の考え方

コアエリア（核心地域）	人為影響を排除する核心地域
バッファゾーン（緩衝地帯）	外部から核心地域に対する影響を防ぐとともに、核心地域からの生態系サービスを最大化する緩衝地帯
トランジションゾーン（移行地域）	生物資源や生態系サービスの持続可能な利用を行う地域

### ② 望ましい動植物の生息・生育地の配置

動植物の生息・生育地の配置について、さまざまな規模や条件の生息・生育地をより効果的に配置・連結することで、全体としての生態系の質の向上を図る手法が提唱されています。

動植物の生息・生育地の保全・創造にあたっては、図2-5に示す6つの原則を参考にしながら効果的な配置を検討することが望めます。



※動植物の生息・生育地は、より広い面積を、より円形に近い形でかたまりとして残し、それらをお互いにつなぐのが最も効果的である。

図2-5 望ましい動植物の生息・生育地の配置

【資料：(公財)日本生態系協会「ビオトープネットワーク」(1994)に加筆修正】

### (3) 貴重種等への配慮

#### ①貴重種の定義と環境影響

本市では、「文化財保護法」で「天然記念物（特別天然記念物）」に指定されている動植物種や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に指定されている種、国又は静岡県  
のレッドリスト（レッドデータブック）に掲載されている種などを「貴重種」として定義して  
います（表2-9）。

開発事業による環境影響を検討する際には、貴重種への影響について特に配慮する必要があり  
ます（表2-10）。なお、資料編に「2 市域で生息・生育が確認された貴重種一覧」を示します。

表2-9 貴重種の定義

固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性から貴重と考えられる生物種を指し ます。「生物多様性はままつ戦略」では、以下の①～④に該当するものを貴重種としています。
①文化財保護法：特別天然記念物、天然記念物（国・県・市）（動植物種）
②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：国内希少野生動植物種、国際希 少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
③環境省・第4次レッドリスト（平成24年8月、平成25年2月公表）
④まもりたい静岡県の野生生物 - 県版レッドデータブック - （平成16年3月）

【資料：浜松市「生物多様性はままつ戦略」（2013）】

表2-10 貴重種の特性と主な環境影響(1)

貴重種	特性と想定される主な環境影響	
植物	水生植物・ 湿性植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>水生植物・湿性植物は一般的に生育地となる池、河川等の水辺環境そのものに強く依存し、成立しているものである。</li> <li>事業の実施により水質の変化（水の濁り、水の汚れ）、地下水の減少や地形 改変に伴う流域変更による水量の変化、周辺植生の伐採による日照条件の 変化などによる水温の変化等の影響を受けることが想定される。</li> </ul>
	林床植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>林床の環境は林外環境に比べ、光、温度、湿度、風等の微環境が安定して おり、林床植物はそれらの環境に適応している。生育地周辺の植栽が伐採 されると、これらの微環境が変化し、影響を受けることが想定される。</li> <li>下刈り等の定期的な林床管理により維持される明るい林床に適応した林床 植物については、管理放棄の影響を受けることが想定される。</li> </ul>
	着生植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>着生植物は木本や岩等に着生し、水分及び養分を雲霧等から得るものが多 い。これらについては、事業の実施により、地形の改変による雲霧の発生 量の変化、あるいは大気質の変化による雲霧成分の変化（酸性雲霧など） により影響を受けることが想定される。</li> </ul>
	草原の植 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅場や牧草地等として刈り取りや火入れ等の管理により保たれている草原 の植物種については、管理放棄の影響を受けることが想定される。</li> <li>地下水位の高い土地や風当たりの強い海岸等に成立する自然草原の植物種 については、遷移を妨げているそれらの成立環境が改変される場合、影響 を受けることが想定される。</li> </ul>

【資料：面整備事業環境影響評価研究会・建設省都市局「面整備事業影響評価技術マニュアル」（1999）】

表 2-10 貴重種の特性と主な環境影響(2)

貴重種	特性と想定される主な環境影響
哺乳類	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動圏の大きい哺乳類は、行動圏の中に特定の移動経路やねぐら、水場等の生息に重要な区域を持ち、それらの改変によるダメージが大きい。</li> <li>大きな行動圏を必要とする種は、一般に移動力が大きく逃避により事業の影響を回避できるが、生息環境の減少によって地域的に絶滅する可能性もある。</li> <li>一部の種を除き、多くは地上歩行性であり、造成や舗装等の地表面の改変の影響を受けやすい。道路等の供用によるロードキルが発生する可能性もある。</li> </ul>
鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>猛禽類では特定の営巣環境や餌場環境を持つ種が多く、それらの改変によるダメージが大きい。また、繁殖期の営巣環境の変化に敏感である。その他の鳥類でも、営巣環境の減少によって地域的に絶滅する可能性がある。</li> <li>一般に移動力が大きく、逃避により事業の影響を回避することができる。</li> <li>広域的に希少な種を除き、生息条件が整えば移入による回復も比較的速やかである。季節に応じて生息場所を変える種は、影響の及ぶ可能性のある時期が限定される。人工的に植栽された樹木や人工構造物等を利用し、市街化の進んだ地域に生息可能な種も見られる。</li> </ul>
は虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>カメ類は水域周辺に生息する種が多く、ヘビ類の多くもカエル等の小動物を餌とするため、水域周辺に多く生息している。</li> <li>地上歩行性であり、造成や舗装等の地表面の改変の影響を受けやすい。</li> <li>道路等の供用によるロードキルが発生する可能性もある。</li> <li>ウミガメ類などは、夜間照明の影響が懸念される。</li> </ul>
両生類	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁殖・産卵環境と幼生の生息環境が水域又はその周辺に存在する種が多く、水質や底質、種によっては水温の変化の影響を受けやすい。</li> <li>季節的な湛水状況が繁殖時期に適合していることも重要である。</li> <li>成体が陸生のもものは、水域周辺の陸上の環境の改変を受けやすい。</li> <li>陸生のももの移動は地上歩行性であり、造成や舗装等の地表面の改変の影響を受けやすい。</li> <li>道路等の供用によるロードキルが発生する可能性もある。</li> <li>サンショウウオ類は移動力が小さく、地域的な分化が著しい。</li> </ul>
魚類・底生生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>底質（礫、砂、泥）、水質、水量、流速、水温の変化の影響を受けやすい。</li> <li>事業実施区域の下流域に生息する場合、水質等に関しては事業実施区域から200m以上離れていても、影響が及ぶ可能性がある。</li> <li>成虫が飛翔性の水生昆虫類を除き、移動には水域の連続性を必要とする。</li> <li>回遊魚等は影響の及ぶ可能性のある時期が限定される。</li> <li>魚類等に関しては、地域的な分化が著しいものも多く、水系により生息する種が異なる場合がある。</li> <li>ブルーギル、オオクチバス等の外来種により在来種の生息が脅かされている。</li> </ul>
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>草食性の種の多くは食餌植物が限られており、食餌植物の分布と関係が深い。</li> <li>飛翔性の種が多く、移動力は比較的大きい。</li> <li>小規模な緑地であっても生息環境が整えば、移入と旺盛な繁殖力により比較的速やかに回復する。</li> <li>植栽した植物を利用することも多い。</li> <li>ホタル類などは、夜間照明の影響が懸念される。</li> </ul>

【資料：面整備事業環境影響評価研究会・建設省都市局「面整備事業影響評価技術マニュアル」（1999）】

## ②静岡県版レッドデータブックの保護方針

「静岡県版レッドデータブック」では、カテゴリーごとの保護方針に基づく対応を掲載しています（表 2-11）。レッドデータブックに掲載された種に対する保護は、すべてを回避することが理想ですが、現実的には開発事業ごとに回避から代償までの多様な対応を採用することになります。そのため、この保護方針は、各カテゴリーの保護方針・対応より前向きな取組みを開発事業者規制するものではありません。

表 2-11 カテゴリーごとの保護方針と対応

カテゴリー		保護方針	対応
絶滅危惧	IA類 (CR)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。	回避を原則とする
	IB類 (EN)	種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする
	II類 (VU)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする
準絶滅危惧 (NT)		種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。	低減又は代償措置を原則とする
情報不足 (DD)		種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように配慮する。	可能な限り代償措置※
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)		地域個体群の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする
要注目種	現状不明 (N-I)	種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする※
	分布上注目種等 (N-II)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。	低減又は代償措置を原則とする
	部会注目種 (N-III)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように配慮する。	可能な限り代償措置※

※該当種の中には、新たな情報が得られたり、知見がそろったりすれば、絶滅危惧 IA 類など上位カテゴリーに位置づけられるような種も含まれている。したがって、対応も記載された内容だけでなく、現地調査の結果などから、より上位の対応が好ましいと判断された場合は、それに基づいて取り組むこととする。

【資料：静岡県「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—」（2004）】

## ③天然記念物（動植物）の保護

貴重な動植物やその生息・生育地、植物個体（巨木・古木）や植物群落（社寺林等）のうち、学術上の観点などから特に重要なものは、「天然記念物」に指定されています。

このような貴重な自然環境については、開発事業の実施による影響を回避する必要があります。

## ④保存樹・保存樹林の保護

都市の美しさや健全な環境の維持向上を目的として、都市計画区域内にあり、政令で定める一定の条件を満たした樹木・樹林は、「保存樹」「保存樹林」に指定されています。

その多くは巨木や古木であり、生物多様性の面からも貴重な自然環境であるとともに、快適環境の面からも地域のランドマークや歴史的な価値を有することから、開発事業の実施による影響を回避する必要があります。

#### (4) 地域を特徴づける生態系への配慮

##### ①生態系の考え方（上位性・典型性・特殊性）

地域を特徴づける生態系の考え方として表 2-12、図 2-6 に示すような上位性・典型性・特殊性という視点があります。これらの視点に注目して生態系を捉えていく必要があります。

表 2-12 地域を特徴づける生態系（上位性・典型性・特殊性）の定義と主な環境影響

項目	定義と想定される主な環境影響
上位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系を形成する生物群集で、相対的に食物連鎖（「食べる－食べられる」の関係）の上位に位置する種。</li> <li>陸域ではワシ、タカなどの猛禽類、キツネ、クマなどの大型哺乳類が代表とされ、海域では魚食性魚類などを対象とする。</li> <li>上位性の種への環境影響が及んだ場合は、その種の生息密度の低下により食物連鎖のバランスが崩れ、直接食べられる種だけでなく、食物連鎖の低次の消費者（草食動物等）や生産者（植物）にまで影響が及ぶことが懸念される。</li> </ul>
典型性	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を担うような種・群集。</li> <li>食物連鎖の下位に位置する生産者や低次の消費者で、対象地域の生態系の特徴を代表する植物種又は植物群落、それらを食する動物、個体数が多い動物などで、生態系の中で重要な機能的役割をもつ種や、多様性を特徴づける種・群集を対象とする。</li> <li>典型性の種への環境影響が及んだ場合は、その種を食する種や、同様の環境に生息・生育する多くの種・群集に影響が及ぶことが懸念される。</li> </ul>
特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対的に分布範囲が狭い環境又は質的に特殊な環境に生息・生育する種・群集。</li> <li>小規模な湿地、洞窟、石灰岩地域などの特殊な環境や、孤立した環境など、周囲には見られない環境に注目し、そこに生息・生育する種・群集を対象とする。</li> <li>特殊性の種・群集は特定の環境との結びつきが強く、また、特殊な環境や孤立した環境は一度消失すると復元することが難しいため、特殊性の種・群集への環境影響が及んだ場合は、その種・群集の対象地域における絶滅・消失に直接つながることが懸念される。</li> </ul>

【資料：環境庁「自然環境のアセスメント技術Ⅱ」（2000）をもとに作成】

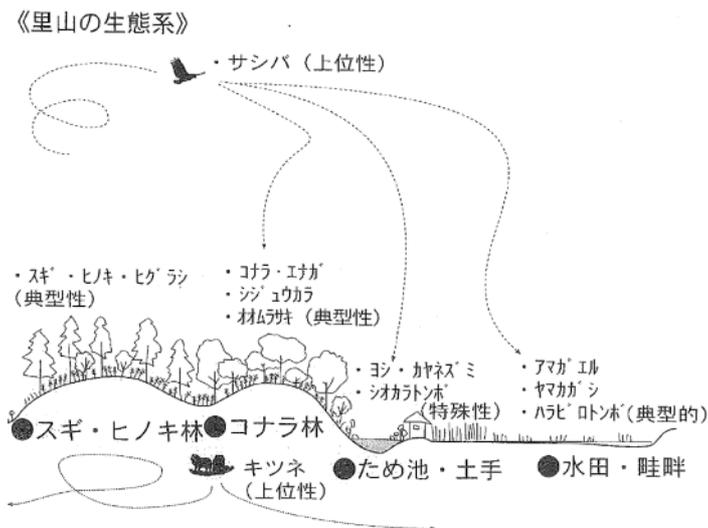


図 2-6 上位性・典型性・特殊性の模式図

【資料：国土技術政策総合研究所・土木研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（2013）】

## ②自然環境特性による地域区分

本市は多様な環境を有しており、それぞれの環境には多様な動植物が生息・生育し、生態系を形成しています。「生物多様性はままつ戦略」では、地形や地質、植生、動植物の生息・生育状況などの情報をもとに、本市の自然環境の特性に応じて7つの地域に区分しています（図2-7、表2-13）。

開発事業を実施する際は、「生物多様性はままつ戦略」を参考にして、各地域区分の自然環境の特性を踏まえた配慮が必要です。



図2-7 7つの地域区分

表2-13 浜松市の自然環境特性による地域区分

地域区分	設定理由
① 遠州灘沿岸砂丘ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広大な海岸砂丘という特異な環境が存在し、海浜生態系を形成している。</li> <li>• 浜松市を代表する自然環境が存在する地域として設定。</li> </ul>
② 浜名湖・周浜名湖低地ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広大な汽水域である浜名湖と中小河川、周囲の低地等からなる里海・里地の生態系を形成している。</li> <li>• 浜名湖と湖岸との連続性が高い周辺低地部をセットで設定。</li> </ul>
③ 天竜川河川ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浜松市を縦断する天竜川本流の河川生態系を形成している。</li> <li>• 広域的な視点における水域ネットワークの主要な基軸として捉えるために1つの区分として設定。</li> </ul>
④ 三方原台地・扇状地ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市街地のほか、農地や二次林等が点在する市街地、里地の生態系を形成している。</li> <li>• 浜松市の主要な市街地を多く含む地域であり、点在する農地や二次林を含めて設定。</li> <li>• 汽水湖である佐鳴湖は浜名湖に流入する水系であるが、周辺は市街化が進んだ地域であるため、当ブロックに含めた。</li> </ul>
⑤ 引佐丘陵地・低山地二次林ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 植林や二次林、果樹園等の農地が混在し、里地・里山の生態系を形成している。</li> <li>• 浜名湖の集水域に含まれ、浜名湖との連続性が強いものの、地形や地質、特に蛇紋岩地や石灰岩地といった特異な地質を含めることから設定。</li> </ul>
⑥ 天竜川中流山地植林ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都市から離れ、天竜美林に代表される植林が広がる山地部。里山・奥山の生態系を形成している。</li> <li>• 浜松市を代表する自然環境が広がる地域として設定。</li> </ul>
⑦ 北部山地自然林ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支流奥の源流域を含み、ブナ林や亜高山植生等の自然植生が残存し、源流域・亜高山帯の生態系を形成している。</li> <li>• 高標高の山間地域として設定。</li> </ul>

【資料：浜松市「生物多様性はままつ戦略」(2013)】

### ③注目すべき場所

「生物多様性はままつ戦略」では、本市の生物多様性を保全・向上させていくために重点的かつ具体的に取り組むべき対象となる場所を「注目すべき場所」として選定しています。選定に際しては、保護・保全していくことが望まれる貴重種の生息・生育地のほか、生態系ネットワークや生態系への影響が大きい外来種などについても考慮しています（表2-14）。

「注目すべき場所」で開発事業を実施する場合は、当該地の選定の視点や内容を踏まえた配慮が必要です。

表2-14 注目すべき場所の選定の考え方及び注目すべき場所一覧

注目すべき場所の選定の考え方		注目すべき場所	地域区分※
守る	保護・保全していくことが望まれる貴重種の生息・生育地	中田島砂丘	①
		錨瀬干潟	②
		都田川河口部の汽水域	②
		都田川・井伊谷川と川沿いの水田地帯	②
		天竜川河口と周辺の湿地	③
		御陣屋川と周辺の湧水群・斜面林	④
		佐鳴湖周辺の湿地と斜面林	④
		雨生山一帯の蛇紋岩地域	⑤
		竜ヶ石山周辺の石灰岩地域	⑤
		シブカワツツジ群落	⑤
		枯山の里山林	⑤
		龍山のエンシュウシャクナゲ群落	⑥
		浦川のエンシュウシャクナゲ群落	⑥
京丸のアカヤシオ・シロヤシオ群落	⑦		
つなげる・もどす	地域における動植物の主要な生息・生育のコア(拠点)となる場所	村櫛の干拓地	②
		奥浜名湖の鳥類越冬地及び周辺の樹林	②
		天竜川中下流域の水域と砂礫河原	③
		都田総合公園	⑤
		霧山周辺の樹林・ため池	⑤
		観音山周辺の樹林	⑤
		新宮池	⑥
		竜頭山周辺の樹林	⑥
		白倉原生林	⑦
		亜高山地域	⑦
	緑地や水域などの連続性(生態系ネットワーク)を確保することにより、効果的な生物多様性の保全・回復を図ることができる場所	緑のネットワーク形成エリア	④
抑える	外来種の分布中心域、分布拡大や増殖が顕著な場所	天竜川ダムのオオクチバス等生息地(船明ダム・秋葉ダム・佐久間ダム)	③
		アライグマ確認範囲	⑤
	野生動物による農作物等の被害が顕著な場所	引佐町の鳥獣被害対策モデル地区	⑤

※自然環境特性による地域区分

- ①遠州灘沿岸砂丘ブロック
- ②浜名湖・周浜名湖低地ブロック
- ③天竜川河川ブロック
- ④三方原台地・扇状地ブロック
- ⑤引佐丘陵地・低山地二次林ブロック
- ⑥天竜川中流山地植林ブロック
- ⑦北部山地自然林ブロック

【資料：浜松市「生物多様性はままつ戦略」(2013)】

## 6 快適環境への配慮

### (1) 景観への配慮

#### ①本市の特性にふさわしい良好な景観への配慮

「浜松市景観形成基本計画」及び「浜松市景観計画」では、恵まれた自然や各地域の歴史と伝統に育まれた「まち並み」を有する本市の特性を踏まえ、これらの景観を守り、育み、創り、次代へ継承していくために5つの基本方針を定めています。

基本方針では、市街地景観、自然景観、暮らしの景観（地域景観）などの観点で景観形成の取組みの方向性を示しており、開発事業を実施する場合は、これらに基づく景観への配慮が必要です。

#### ②眺望景観への配慮

「景観」は見る主体である人間と、見られる対象である環境との視覚的關係です。景観への影響を考える場合は、一般的に「主要な眺望点」（見る主体）から「景観資源」（見られる対象）を眺望する景観（「主要な眺望景観」）が対象となります（図 2-8）。主要な眺望点及び景観資源の抽出基準の例を表 2-15、表 2-16 に示します。

開発事業による環境影響を回避・低減するためには、主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観への影響について配慮する必要があります（表 2-17）。

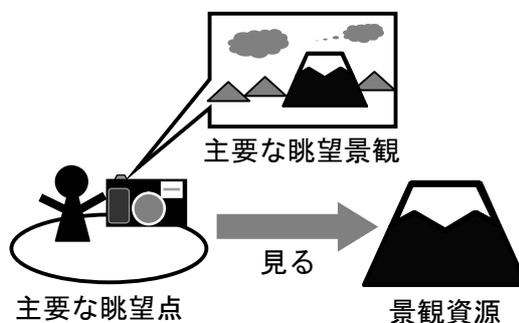


図 2-8 景観の定義

表 2-15 主要な眺望点の抽出例

景観要素	抽出内容
眺望点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地形図及び観光資料に展望地、展望台として挙げられているもの</li> <li>• 地形図にされている峠で眺望の良い場所</li> <li>• キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道などの野外レクリエーション地で眺望のよい場所</li> <li>• 観光道路上で眺望のよい場所（一般道路のパーキングエリア、道の駅などで眺望の良い場所）</li> <li>• 集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密着した場所</li> <li>• 文化財保護法・条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝のうち、展望地点として指定されるもの など</li> </ul>

【資料：国土技術政策総合研究所・土木研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（2013）】

表 2-16 景観資源の抽出例

景観区域	抽出内容
市街地景観	都心の高層建築物、中心市街地の建築物や工作物、都市基盤施設（道路、広場など）、地域の拠点市街地など
自然景観	山地、森林、農地、緑地、里山、海岸、湖、河川、松林など
暮らしの景観（地域景観）	既成の住宅地、在来集落（山村、農村、漁村など）、営みや生業にはぐまれた施設（棚田、生垣など）、歴史的施設（神社、寺院、史跡）など

【資料：浜松市「浜松市景観計画」（2008）、浜松市「浜松市景観形成基本計画」（2008）】

表 2-17 景観への主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
主要な眺望点	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点の分布位置で開発事業が実施される場合、主要な眺望点が消失・改変されることが想定される。</li> </ul>
景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源の分布位置で開発事業が実施される場合、景観資源が消失・改変されることが想定される。</li> <li>景観資源の特性によっては、工事の実施や施設の供用開始などに伴う水質や大気質などの変化が景観資源の質及び量の消失・改変につながることを想定される。</li> </ul>
主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業により、主要な眺望点及び景観資源への直接影響がある場合は、主要な眺望景観も影響を受けることが想定される。</li> <li>主要な眺望点及び景観資源への直接影響がない場合でも、主要な眺望点と景観資源との間に構造物などが存在する場合は、主要な眺望景観も影響を受けることが想定される。</li> </ul>

【資料：国土技術政策総合研究所・土木研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（2013）】

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場への配慮

「人と自然との触れ合い」とは、自然の豊かな地域に出掛けたり、街中の街路樹の緑や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用などを享受しようとするものです。自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待されています。

人と自然との触れ合いの活動の場の抽出基準の例を表 2-18 に示します。

開発事業による環境影響を検討する際には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の消失・改変及び利用性（アクセスなど）、快適性（景観など）への影響について配慮する必要があります（表 2-19）。

表 2-18 人と自然との触れ合いの活動の場の抽出基準（例）

登山道、自然探勝路、遊歩道、自然歩道、散策路、ハイキングコース、サイクリングコース、オリエンテーリングコース、海水浴場、バードウォッチングサイト、キャンプ場、スターウォッチングサイト など

【資料：国土技術政策総合研究所・土木研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（2013）】

表 2-19 人と自然との触れ合いの活動の場への主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な人と自然との触れ合いの活動の場で開発事業が実施されることにより、その場やその場を取り巻く自然環境が消失・改変されることが想定される。</li> <li>開発事業により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス道路などが影響を受ける場合、その場への距離や到達時間などの「利用性の変化」が想定される。</li> <li>開発事業により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場周辺の景観などが影響を受ける場合、その場の「快適性の変化」が想定される。</li> <li>自然環境に対する依存度が高い活動は、開発事業による環境影響が大きいと考えられる。また、バードウォッチングについては周辺環境の静穏さ、スターウォッチングについては夜空の暗さが重要となるなど、活動の種類によって環境影響が異なる。</li> </ul>

### (3) 歴史・文化的遺産への配慮

歴史・文化的遺産のひとつとして、文化財があります。文化財には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「伝統的建造物群」「文化的景観」があり、これらのうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物等として、国や県、市町村が指定・選定して保護の対象としています。

環境に関するものとしては、「名勝（特別名勝）」「天然記念物（特別天然記念物）」「文化的景観（重要文化的景観）」があります。「天然記念物（特別天然記念物）」の中には動植物に係るものも含まれており、貴重な動植物やその生息・生育地（生息・生育地の一部は「注目すべき場所」として選定）、植物個体（巨木・古木）や植物群落（社寺林等）の指定があります（資料編「4 天然記念物一覧」参照）。

このほか、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされています（図2-9）。

文化財については、原則として「文化財保護法」に基づく対応を取ることで開発事業による環境影響を回避するものとします。なお、「天然記念物（特別天然記念物）」のうち、動植物に係るものについては、生物多様性の観点から「動植物の生息・生育地の保全の考え方（P.13）」に基づく対応も必要です。

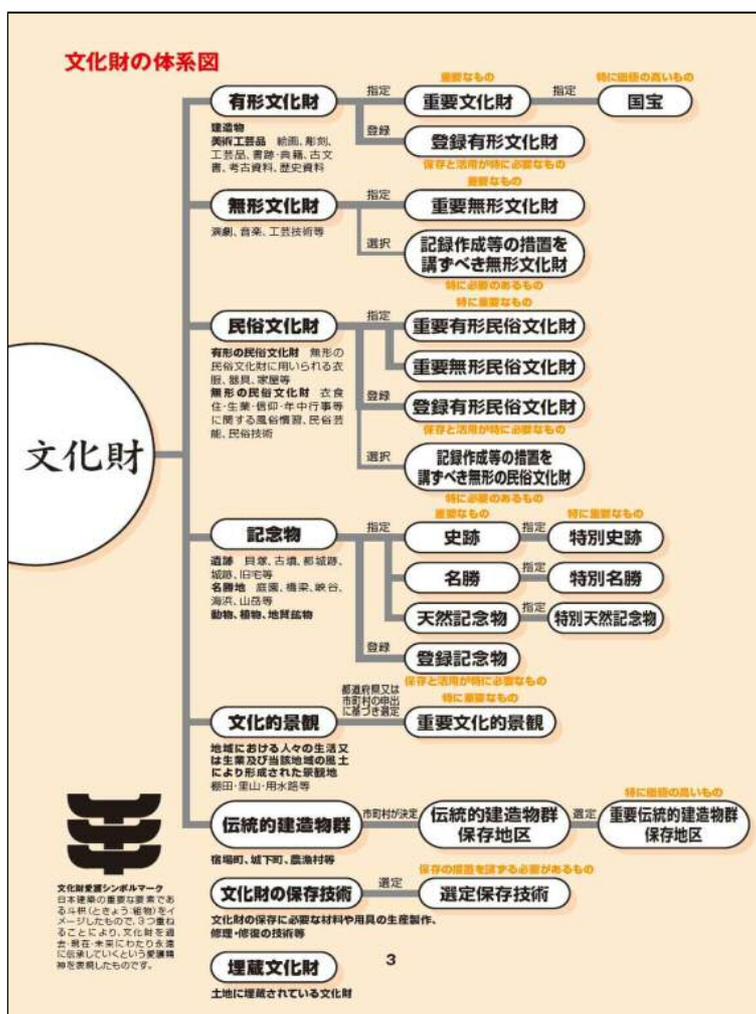


図2-9 文化財の体系図

【資料：文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>】

## 7 地球環境への配慮

### (1) 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用

開発事業を実施する際には、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを削減するため、事業の各段階において省エネルギー化に積極的に取り組むことや再生可能エネルギーの利用を促進することが必要です（表 2-20・表 2-21）。

また、大量の廃棄物の発生は環境への負荷が大きいため、発生抑制や再資源化するなどして、資源の有効利用を図ることが求められます。

表 2-20 地球環境の主な環境影響

項目	想定される主な環境影響
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料の燃焼により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを排出し、地球温暖化への影響が想定される。</li> </ul>

【資料：環境庁「大気・水・環境負荷の環境アセスメントⅠ」（2000）をもとに作成】

表 2-21 再生可能エネルギーの定義

再生可能エネルギーとは、法律\*で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

※「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」

【資料：資源エネルギー庁ホームページ】

## 第3章 開発事業地の情報

### 1 環境に関連する法令・計画等

事業者は、公害関連法令等で課せられた規制基準を遵守し、生活環境（大気、水質、土壌及び騒音）各分野の環境基準を超過することのないように対策を講じる必要があります。また、環境法令・計画等によって地域指定を受けている場所に立地を検討する場合、定められた制約条件を遵守しなければなりません。表 3-1 の関係法令・計画等のリストを参考に、環境関連情報の収集をしてください。

表 3-1 環境に関連する法令・計画等 (1)

項目	関係法令・例規等	◇計画・方針 ◆指定地域・基準	関係課等
土地利用	国土利用計画法	◇ 国土利用計画浜松市計画	市土地政策課
	浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	◆ 一般基準（立地基準） ◆ 個別基準	市土地政策課
	大規模小売店舗立地法	◇ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	市産業振興課
都市計画法	都市計画法	◇ 浜松市都市計画マスタープラン ◆ 都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域）	市都市計画課
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 都市・地域総合交通戦略要綱	◇ 地区計画	市土地政策課
	都市計画法 浜松市風致地区条例	◇ 浜松市総合交通計画	市交通政策課
		◆ 風致地区	市緑政課
自然環境全般	自然公園法 静岡県立自然公園条例	◆ 国立公園 ◆ 国定公園 ◆ 県立自然公園	県自然保護課 市緑政課
	自然環境保全法 静岡県自然環境保全条例	◇ 静岡県自然環境保全基本方針 ◆ 自然環境保全地域 ◆ 静岡県自然環境保全地域	県自然保護課
防災地質	砂防法	◆ 砂防指定地	市河川課
	地すべり等防止法	◆ 地すべり防止区域	市河川課
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	◆ 急傾斜地崩壊危険区域	市河川課
下水道	下水道法 浜松市下水道条例	◇ 浜松市下水道ビジョン	市下水道工事課
環境影響評価	環境影響評価法	◆ 第一種事業 ◆ 第二種事業	事業受付機関（国）
	静岡県環境影響評価条例	◇ 静岡県環境影響評価技術指針 ◆ 第一種事業 ◆ 第二種事業	県生活環境課

表 3-1 環境に関連する法令・計画等(2)

項目	関係法令・例規等	◇計画・方針 ◆指定地域・基準	関係課等
大気環境	環境基本法	◆ 大気汚染に係る環境基準	市環境保全課
	大気汚染防止法	◆ 使用燃料（いおう分）規制地域 ◆ 揮発性有機化合物排出施設の排出基準 ◆ ばい煙発生施設の排出基準 ◆ 特定粉じん発生施設の敷地境界基準 ◆ 特定粉じん排出作業の作業基準	市環境保全課
	悪臭防止法	◆ 工場・事業場における臭気指数による規制基準	市環境保全課
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	◆ ばい煙の排出の規制 ◆ 粉じんに関する規制 ◆ 屋外における燃焼行為の制限 ◆ 悪臭に関する規制	市環境保全課
水質	環境基本法	◆ 水質汚濁・地下水の水質汚濁に係る環境基準	市環境保全課
	水質汚濁防止法	◆ 特定事業場の排水基準 ◆ 有害物質使用特定事業場の構造基準	市環境保全課
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	◆ 排水水の排出の規制	市環境保全課
	浜松市川や湖を守る条例	◆ 水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のための規制等	市環境保全課 市環境政策課
土壌環境	環境基本法	◆ 土壌汚染に係る環境基準	市環境保全課
	土壌汚染対策法	◆ 指定区域 ◆ 特定有害物質と指定基準	市環境保全課
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	◆ 土壌の汚染に関する規制	市環境保全課
騒音・振動	環境基本法	◆ 騒音に係る環境基準	市環境保全課
	騒音規制法	◆ 特定工場等の騒音の規制 ◆ 特定建設作業の騒音の規制 ◆ 自動車騒音の要請限度	市環境保全課
	振動規制法	◆ 特定工場等の振動の規制 ◆ 特定建設作業の振動の規制 ◆ 道路交通振動の要請限度	市環境保全課
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	◆ 騒音に関する規制 （特定工場等に関する規制、特定作業に関する規制、特定建設作業に関する規制） ◆ 振動に関する規制 （特定工場等に関する規制、特定建設作業に関する規制）	市環境保全課
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	◇ 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針	市環境保全課
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	◆ ダイオキシン類に関する環境基準（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染） ◆ 特定施設（大気、水質）の排出基準	市環境保全課

表 3-1 環境に関連する法令・計画等(3)

項目	関係法令・例規等	◇計画・方針 ◆指定地域・基準	関係課等
動植物	生物多様性基本法	◇ 生物多様性はままつ戦略	市環境政策課
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	◆ 国際希少野生動植物種 ◆ 国内希少野生動植物種	環境省関東地方環境事務所
	静岡県希少野生動植物保護条例	◆ 指定希少野生動植物	県自然保護課
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	◇ 鳥獣保護事業計画 ◇ 特定鳥獣保護管理計画 ◆ 鳥獣保護区	県自然保護課
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	◆ 特定外来生物 ◆ 要注意外来生物	環境省関東地方環境事務所
	浜松市ギフチョウの保護に関する条例	◆ 保護地域（県指定渋川自然環境保全地域）	市環境政策課
森林	森林法	◇ 地域森林計画書（各森林計画区共通編） ◇ 天竜地域森林計画書（天竜森林計画区域編）	県森林計画課
		◆ 保安林 ◆ 地域森林計画対象民有林	市農林業振興課
	静岡県森林と県民の共生に関する条例	◇ 森林との共生に関する基本的な計画	県森林計画課
農地	農地法	◆ 農地 ◆ 採草放牧地	市農業委員会
	農業振興地域の整備に関する法律	◇ 浜松農業振興地域整備計画 ◆ 農業振興地域 ◆ 農用地区域	市農林業振興課
	生産緑地法	◆ 生産緑地地区	市緑政課
	静岡県農村環境対策指針	◇ 浜松市農村環境計画 ◆ 環境創造区域 ◆ 環境配慮区域	市農林水産政策課
	浜松市市民農園条例	◆ 市民農園（いきいき菜園）	市緑政課
河川・地下水	河川法	◇ 天竜川水系河川整備計画 ◆ 河川区域	国土交通省浜松河川国道事務所 市河川課
	静岡県地下水の採取に関する条例	◆ 規制地域 ◆ 適正化地域	県水利用課
海岸・漁港・水産	海岸法	◇ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画	県河川企画課
		◆ 海岸保全区域	県河川砂防管理課
	港湾法	◆ 港湾区域	県港湾企画課
	漁港漁場整備法	◆ 漁港区域	市農林水産政策課
水産基本法	◇ 浜松市水産業振興基本計画	市農林水産政策課	

表3-1 環境に関連する法令・計画等(4)

項目	関係法令・例規等	◇計画・方針 ◆指定地域・基準	関係課等
緑地	都市緑地法	◇ 浜松市緑の基本計画 ◆ 緑地保全地域 ◆ 特別緑地保全地区 ◆ 緑化地域 ◆ 緑地協定地区 ◇ 緑化施設整備計画 ◆ 市民緑地	市緑政課
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 浜松市緑の保全及び育成条例	◆ 保存樹・保存樹林	市緑政課
	浜松市緑の保全及び育成条例	◆ 市民の森	市緑政課
	都市公園法 浜松市都市公園条例 浜松市公園条例	◆ 都市公園	市緑政課 市公園課
		◆ その他公園	市公園課
	工場立地法 浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱	◆ 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準	市産業振興課 市緑政課
景観	景観法 浜松市景観条例	◇ 浜松市景観形成基本計画 ◇ 浜松市景観計画 ◆ 景観計画重点地区 ◆ 都市景観形成地区 ◆ 景観重要樹木	市土地政策課  市緑政課
	屋外広告物法 浜松市屋外広告物条例	◆ 特別規制地域 ◆ 普通規制地域	市土地政策課
	文化財	◆ 指定文化財(名勝、天然記念物) ◆ 埋蔵文化財	市文化財課
音・かおり・光	浜松市音・かおり・光環境創造条例	◇ 浜松市音・かおり・光に関する生活環境創造計画 ◆ 音・かおり・光資源	市環境保全課
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	◇ 浜松市循環型社会形成推進地域計画	市資源廃棄物政策課 市廃棄物処理施設管理課
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例	◇ 浜松市一般廃棄物処理基本計画	市資源廃棄物政策課
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 浜松市廃棄物適正処理指導要綱	◆ 浜松市廃棄物処理施設の立地に関する基準	市産業廃棄物対策課
地球温暖化・エネルギー	地球温暖化対策の推進に関する法律	◇ 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	市環境政策課
	浜松市風力発電等の建設等に関するガイドライン	◆ 建設等に当たっての基準	市新エネルギー推進事業本部
	浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱	◆ 設置等に当たっての基準	市新エネルギー推進事業本部
	バイオマス活用推進基本法	◇ 浜松市バイオマス活用推進計画	市環境政策課

## 2 開発事業地及びその周辺の環境特性

開発事業を実施する際は、生活環境の保全だけでなく、生物多様性の保全、快適環境資源の保全・活用、地球環境の保全に努めながら、事業を進めなければなりません。そこで、表3-2に示す「開発事業地及びその周辺の環境情報一覧」や次節の「3 行政区別環境情報図」を参照して、開発事業地及びその周辺の環境特性を確認し、その保全に配慮する必要があります。

表3-2 開発事業地及びその周辺の環境情報一覧

項目	確認内容		資料名など	担当関係課
土地利用	土地利用の状況	森林地域	★国土数値情報（土地利用）	国土交通省
		農村地域 河川・湖沼・海岸 市街地（住宅地、 商業・工業地域）		
生物多様性	貴重な動植物の生息・生育地	貴重種の生息・生育状況	浜松市自然環境マップ【非公開】 <i>（市環境政策課で情報提供は可能）</i>	市環境政策課
			生物多様性はままつ戦略	市環境政策課
			自然環境保全基礎調査（生物多様性情報システム）	環境省
			まもりたい静岡県の野生生物（県版レッドデータブック）	県自然保護課
		天然記念物（動植物）	浜松市文化財分布図	市文化財課
			★浜松市自然環境マップ（指定文化財（天然記念物））	市環境政策課
	保存樹・保存樹林	★浜松市自然環境マップ（保存樹・保存樹林）	市緑政課	
	地域を特徴づける生態系	注目すべき場所	★生物多様性はままつ戦略	市環境政策課
		主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観	名勝・天然記念物（動植物以外）	浜松市文化財分布図
	★浜松市自然環境マップ（指定文化財（天然記念物））			市環境政策課
景観資源	自然環境保全基礎調査（自然景観調査）（生物多様性情報システム）		環境省	
	浜松市景観形成基本計画		市土地政策課	
快適環境	公募により選定された環境資源	★浜松市自然環境マップ（新・浜松の自然100選）	市環境政策課	
		音・かおり・光資源百選	市環境保全課	
		公園・緑地	★都市計画公園・緑地位置図	市緑政課
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	自然歩道	★東海自然歩道	県観光政策課
		自然観察ポイント	★ふるさとの自然・西部編	県環境ふれあい課
		公募により選定された環境資源	★浜松市自然環境マップ（新・浜松の自然100選）	市環境政策課
音・かおり・光資源百選			市環境保全課	
歴史・文化的遺産の所在地	埋蔵文化財包蔵地	浜松市文化財分布図	市文化財課	
	公募により選定された歴史・文化遺産	★浜松市自然環境マップ（新・浜松の自然100選（歴史文化に関わる自然））	市環境政策課	

注）★印は次節「3 行政区別環境情報図」に掲載されているもの。

### 3 行政区別環境情報図

本節では、開発事業地及びその周辺の環境の状況についての地図情報（1 土地利用の状況、2 環境法令等指定状況、3 自然環境・快適環境の状況）を行政区別（中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区）に掲載します。なお、資料編に「1 行政区別の環境資源一覧」を示します。

表 3-3 行政区別環境情報図

環境情報図	表示情報
1 土地利用の状況	<input type="checkbox"/> 森林地域 <input type="checkbox"/> 農村地域 <input type="checkbox"/> 河川・湖沼・海岸 <input type="checkbox"/> 市街地（住宅地、商業・工業地域）
2 環境法令等指定状況	<input type="checkbox"/> 自然公園地域（国定公園・県立自然公園） <input type="checkbox"/> 自然環境保全地域（県自然環境保全地域） <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区（特別保護地区含む） <input type="checkbox"/> 保安林 <input type="checkbox"/> 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 都市計画公園 <input type="checkbox"/> 都市計画緑地 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
3 自然環境・快適環境の状況	<input type="checkbox"/> 自然環境特性による地域区分（生物多様性はままつ戦略） <input type="checkbox"/> 自然特性（植生） <input type="checkbox"/> 天然記念物・名勝 <input type="checkbox"/> 保存樹・保存樹林 <input type="checkbox"/> 注目すべき場所（生物多様性はままつ戦略） <input type="checkbox"/> 都市計画公園 <input type="checkbox"/> 都市計画緑地 <input type="checkbox"/> 自然観察ポイント <input type="checkbox"/> 東海自然歩道 <input type="checkbox"/> 地形・水・緑・歴史や文化に関わる自然（新・浜松の自然100選）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

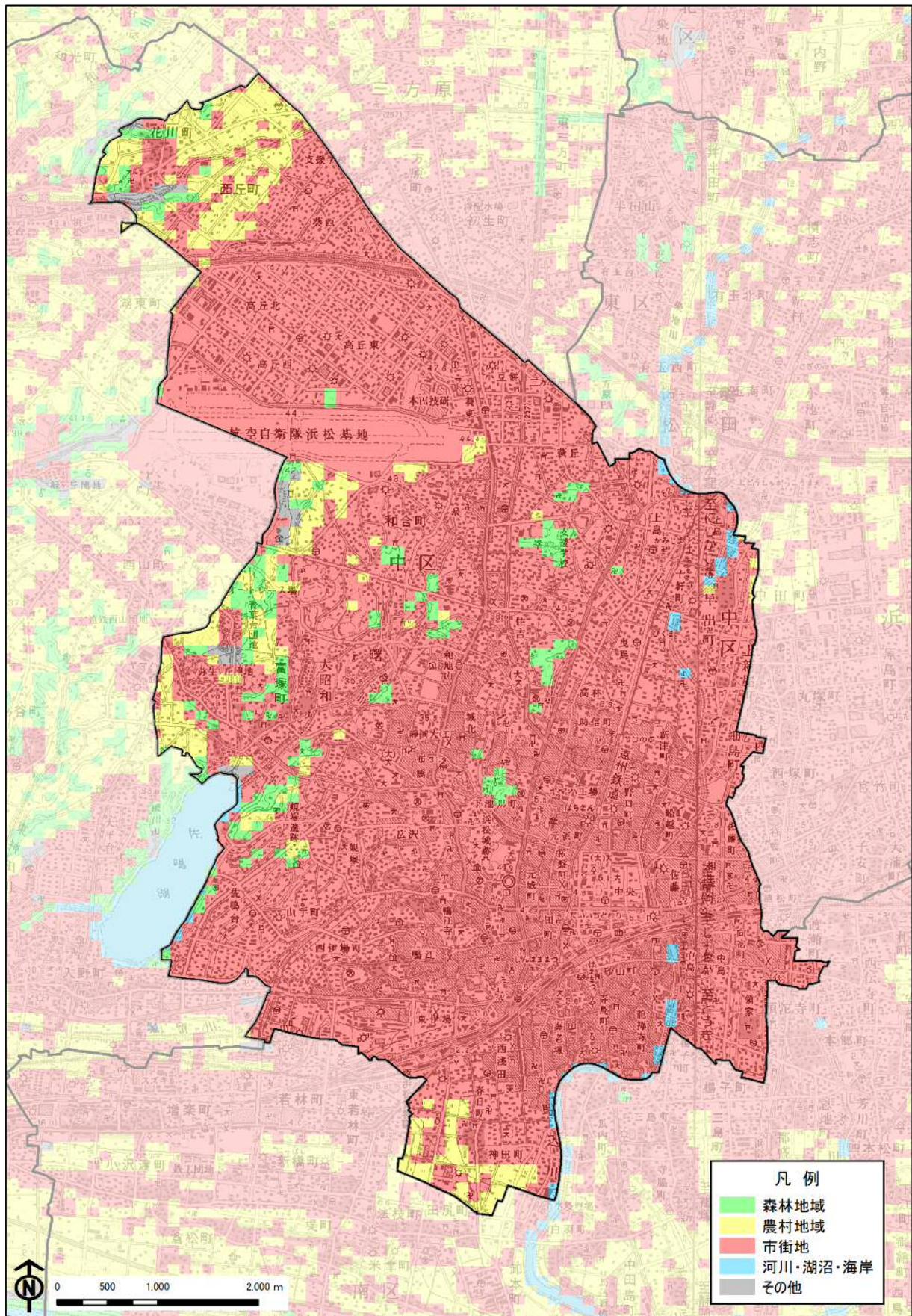


図 3-1 中区・環境情報図（土地利用の状況）

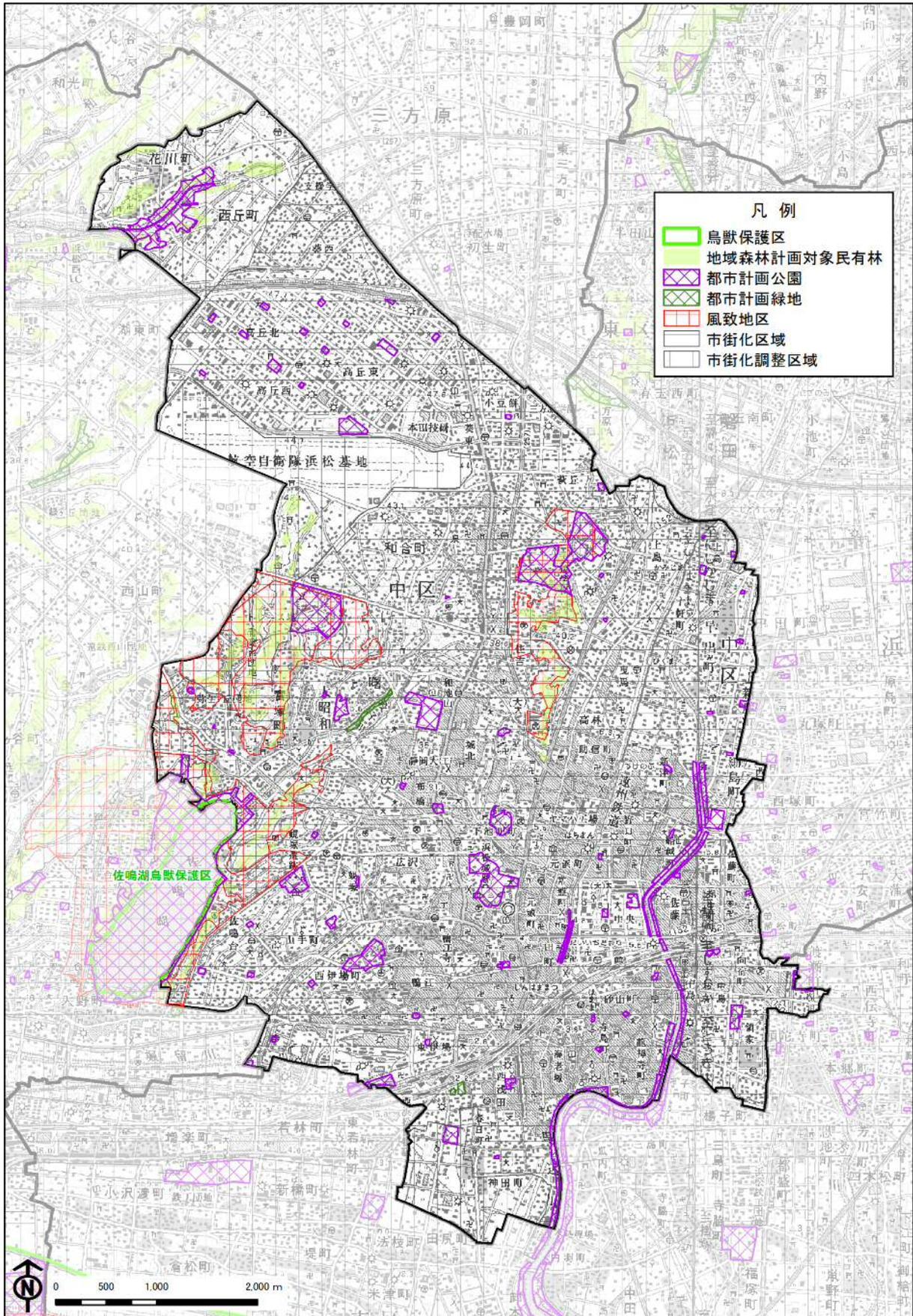


図3-2 中区・環境情報図（環境法令等指定状況）

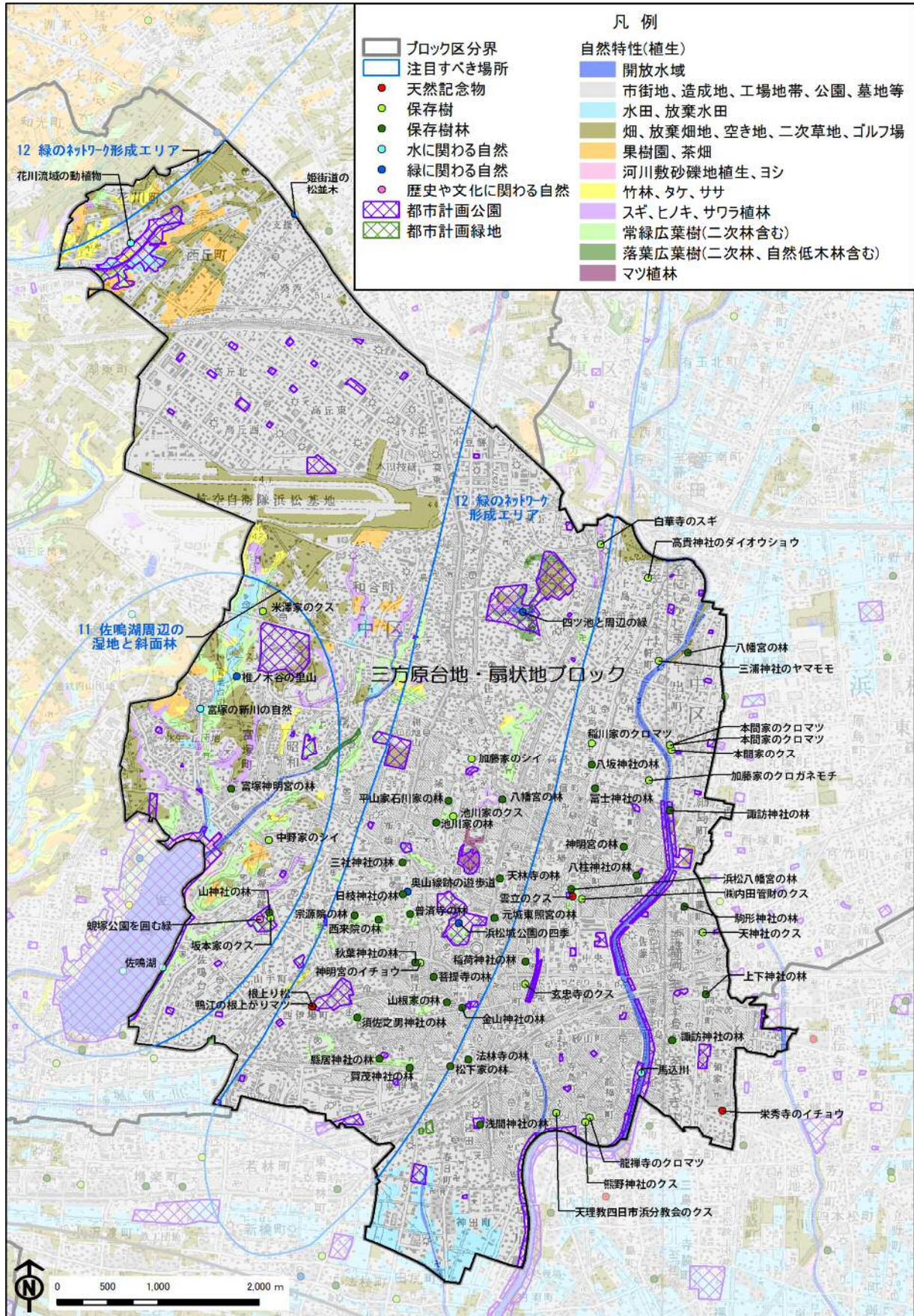


図3-3 中区・環境情報図（自然環境・快適環境）

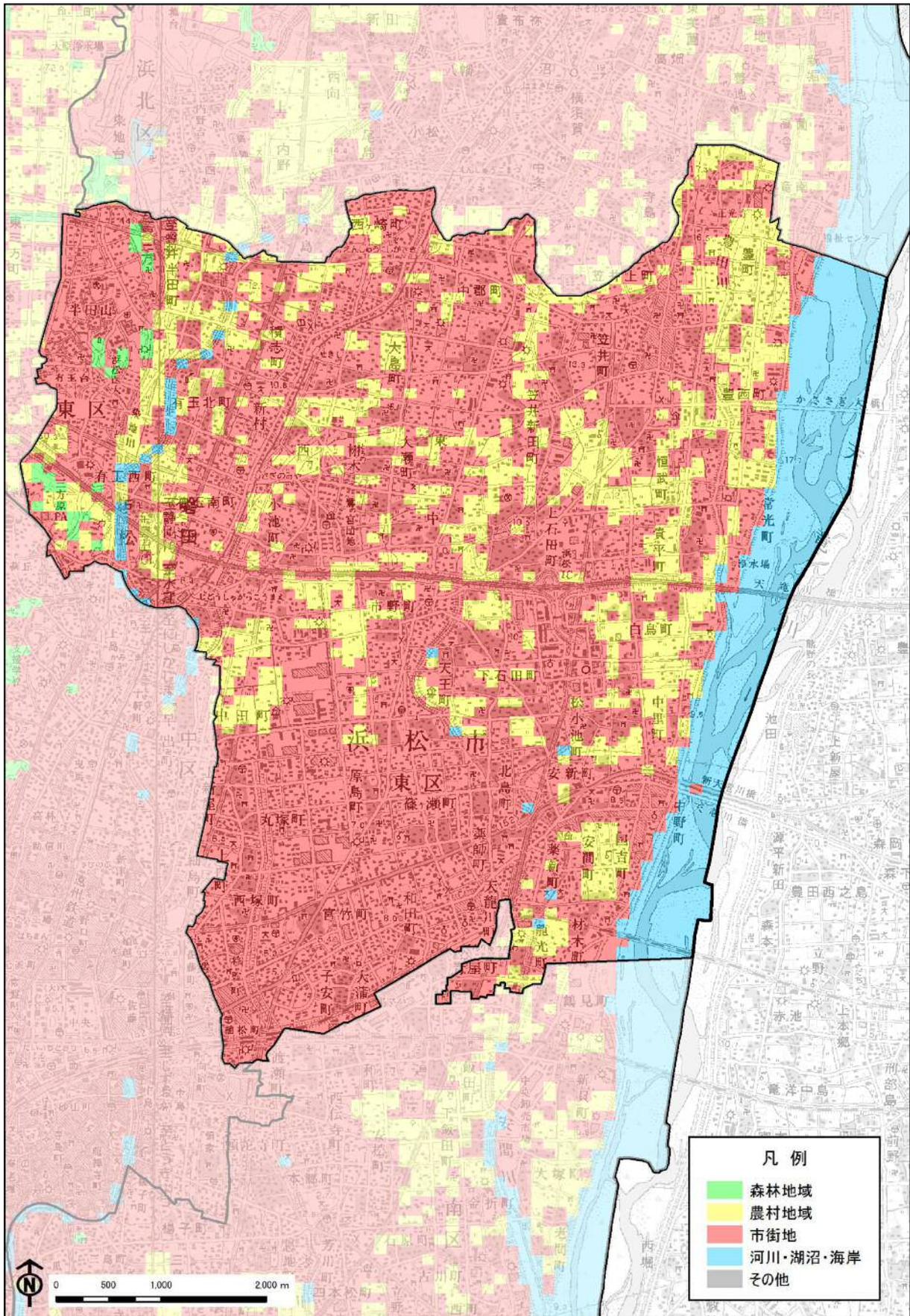


図 3-4 東区・環境情報図（土地利用の状況）

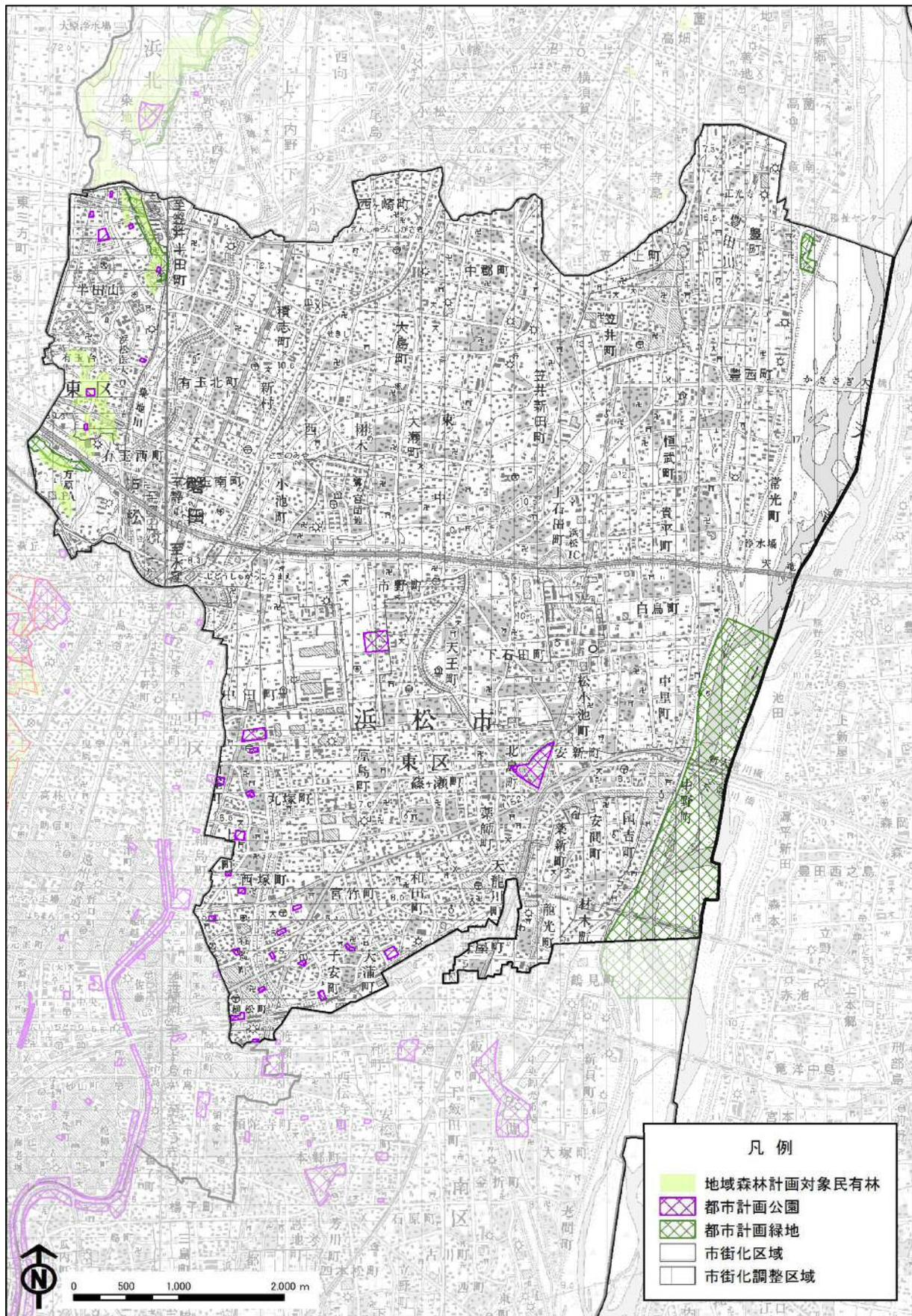


図3-5 東区・環境情報図（環境法令等指定状況）

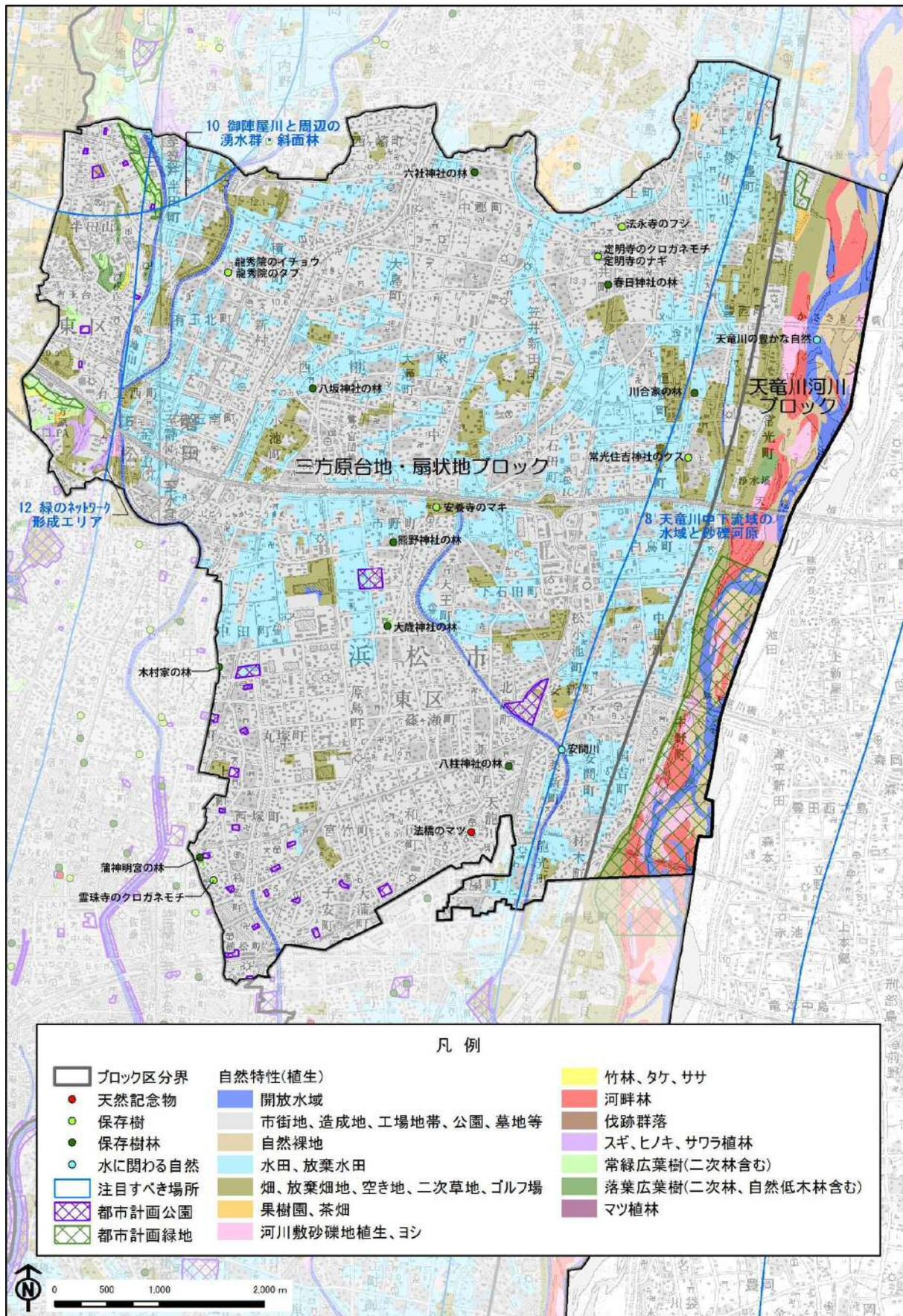


図 3-6 東区・環境情報図 (自然環境・快適環境の状況)

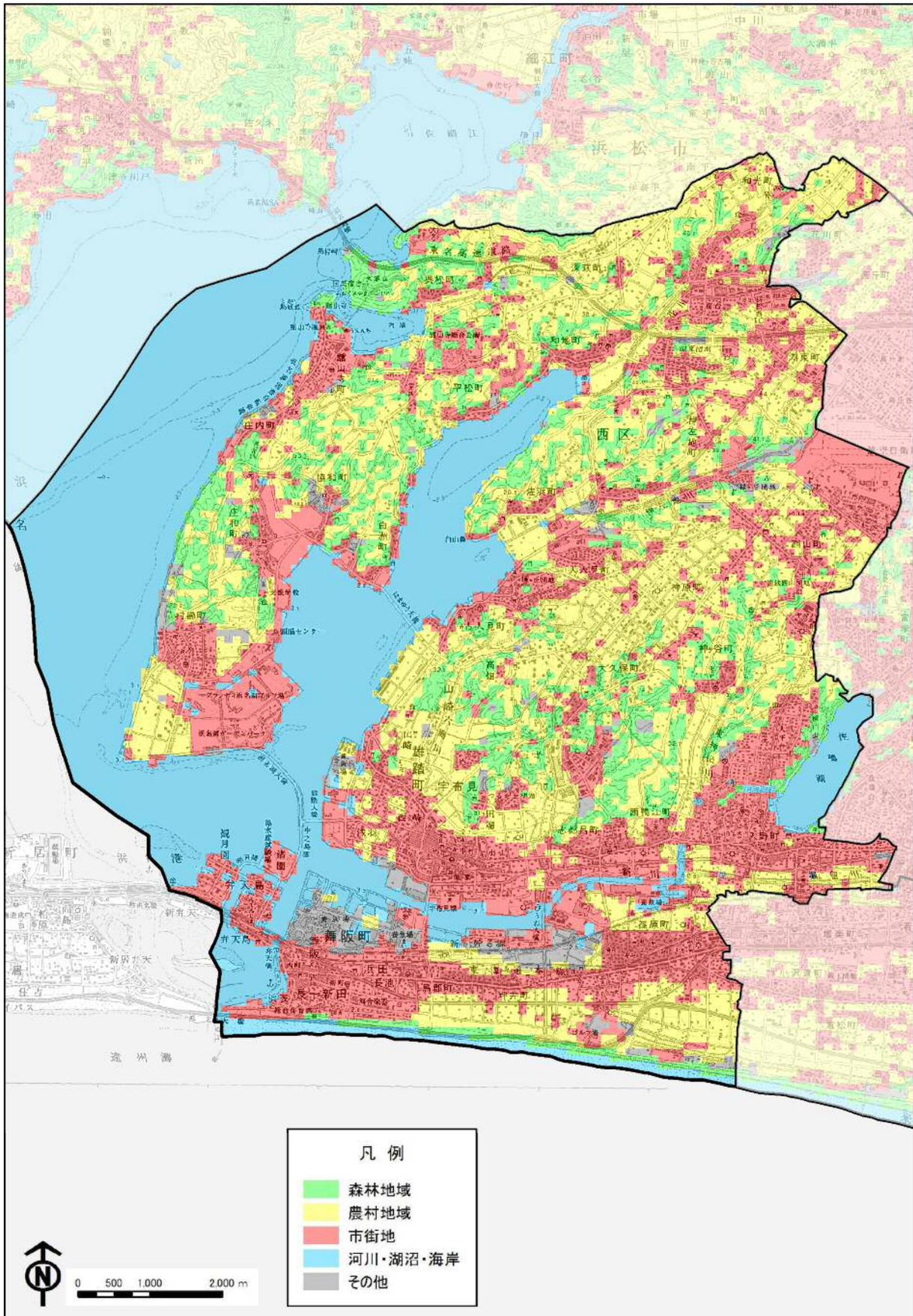


図3-7 西区・環境情報図（土地利用の状況）



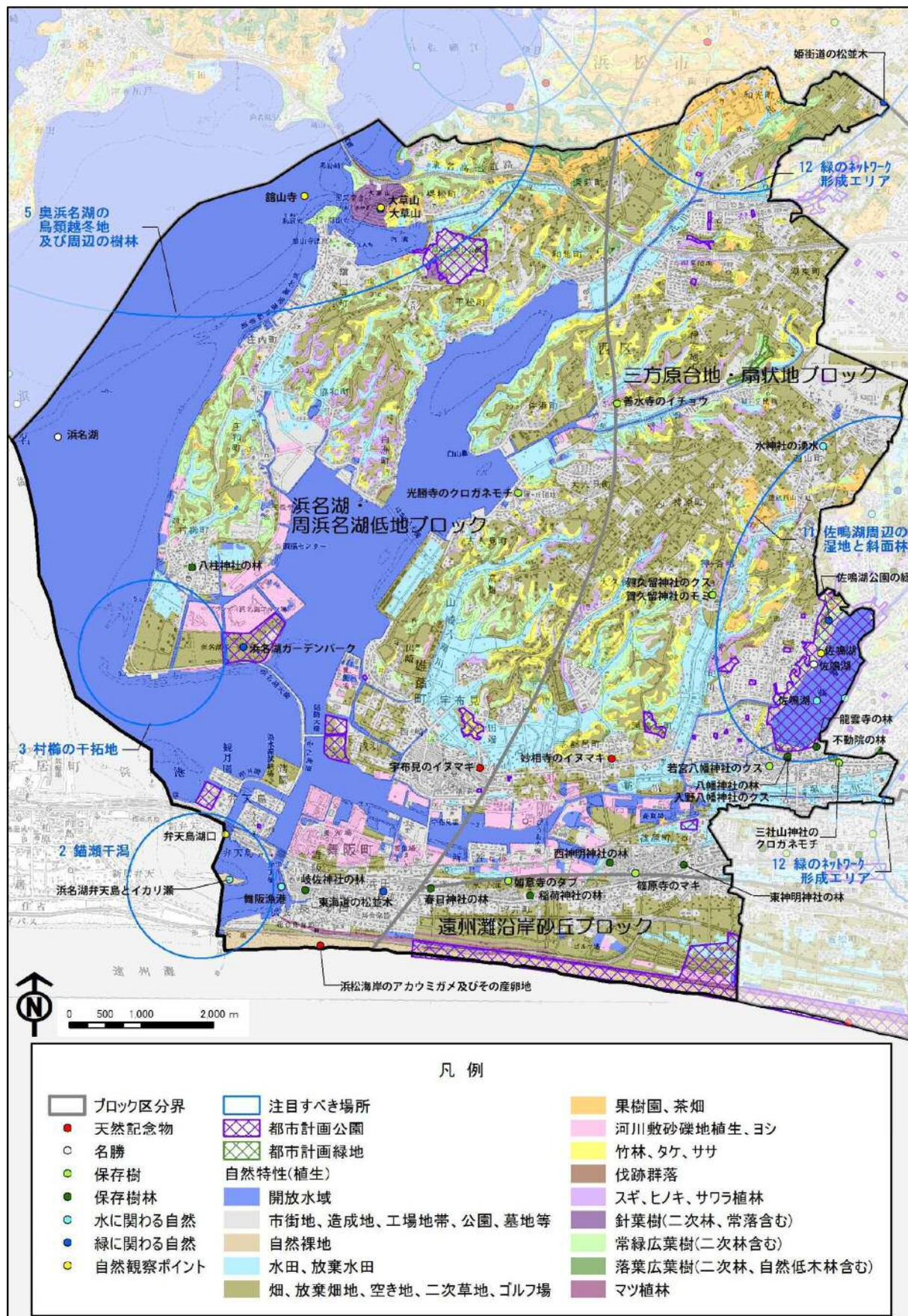


図3-9 西区・環境情報図(自然環境・快適環境の状況)

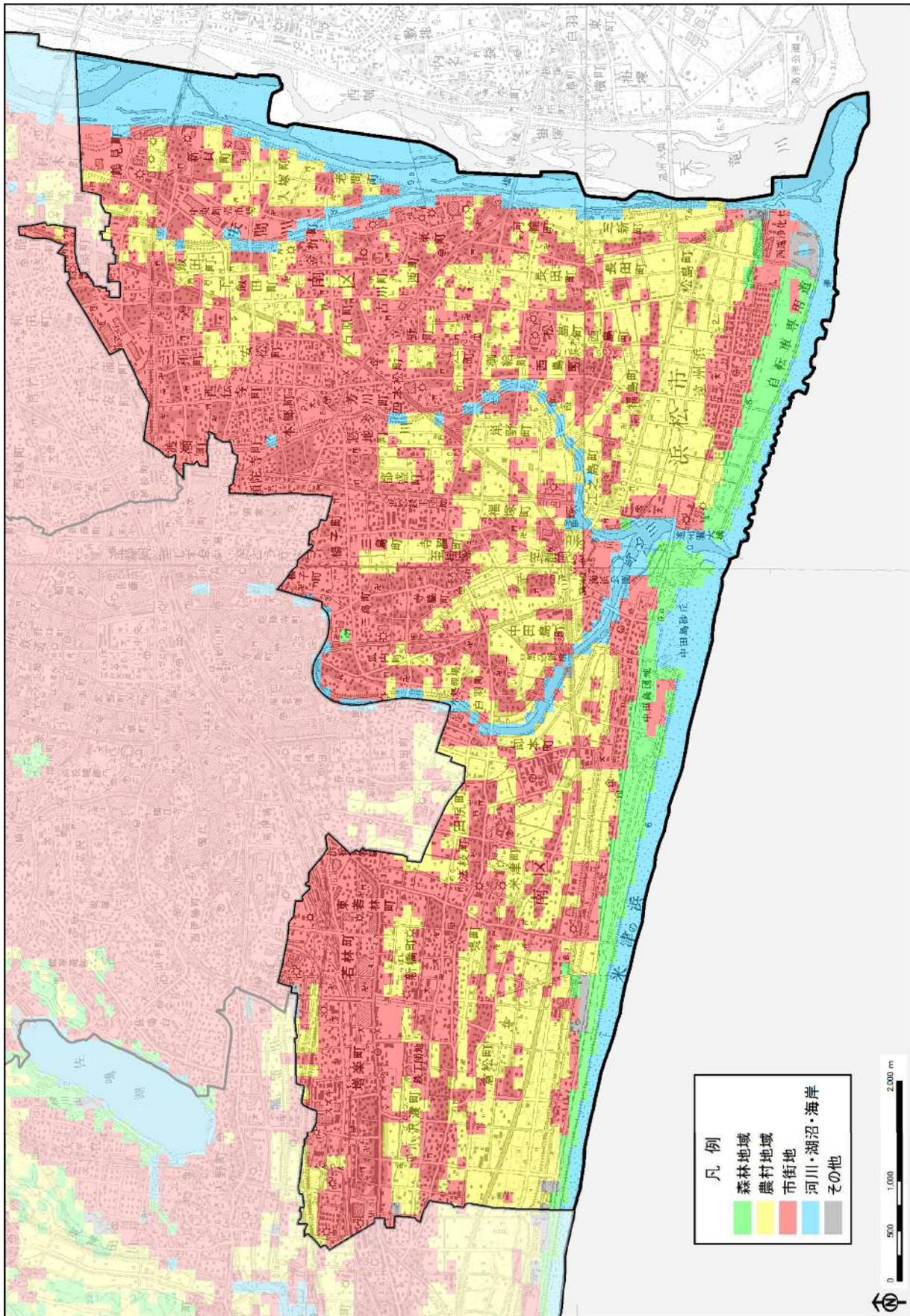


図 3-10 南区・環境情報図（土地利用の状況）

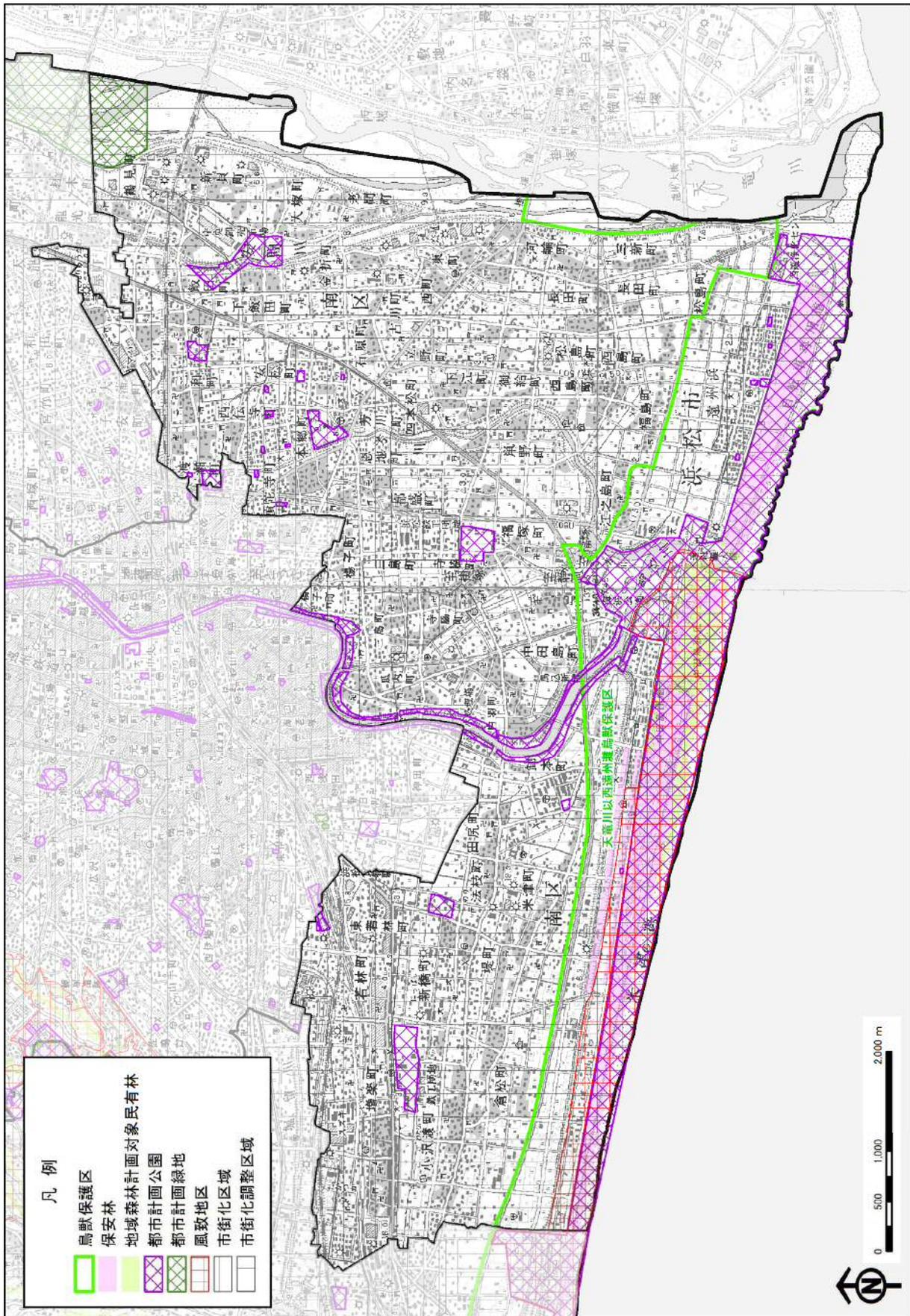


图3-11 南区・環境情報图（環境法令等指定状況）

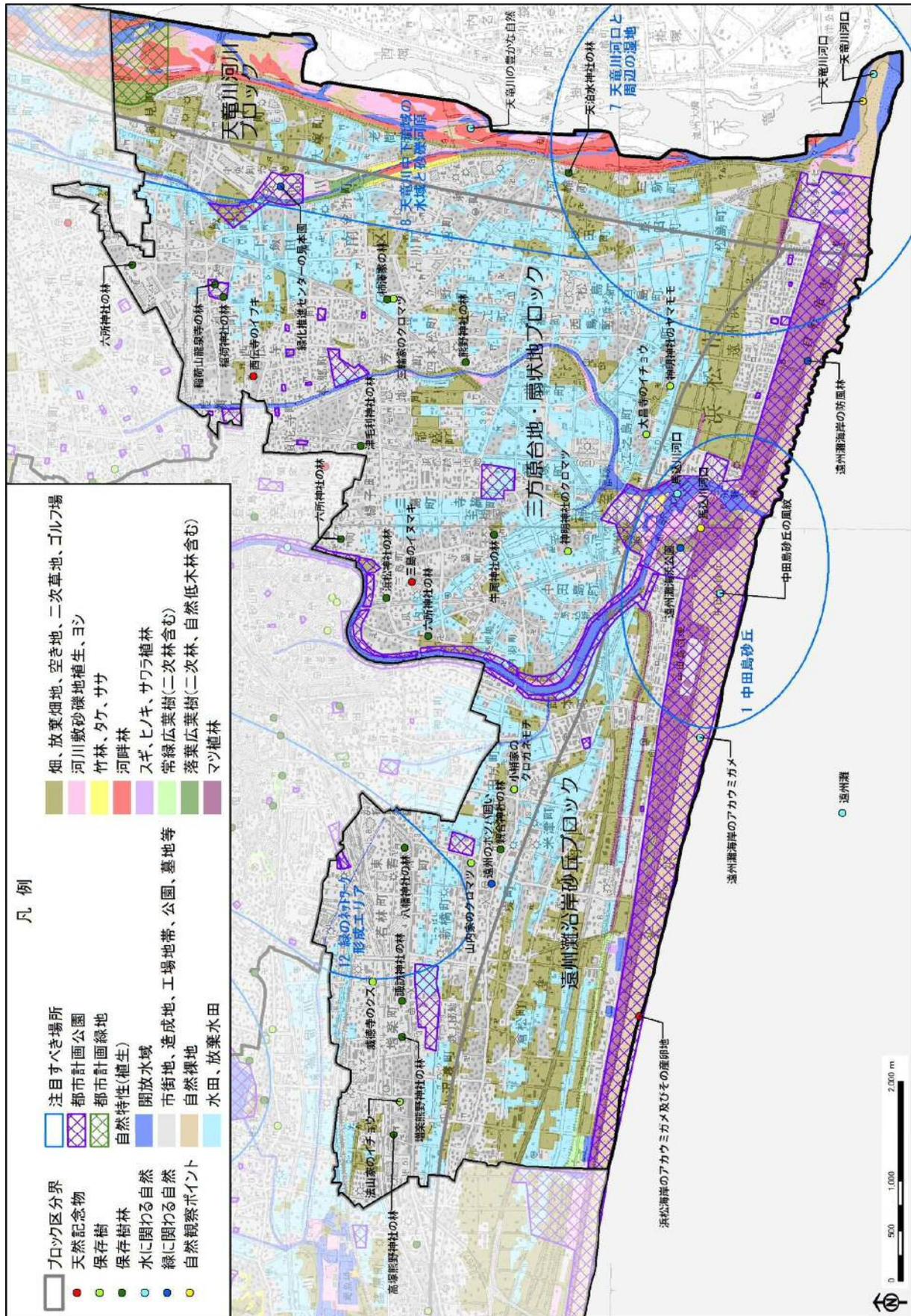


図3-12 南区・環境情報図(自然環境・快適環境の状況)

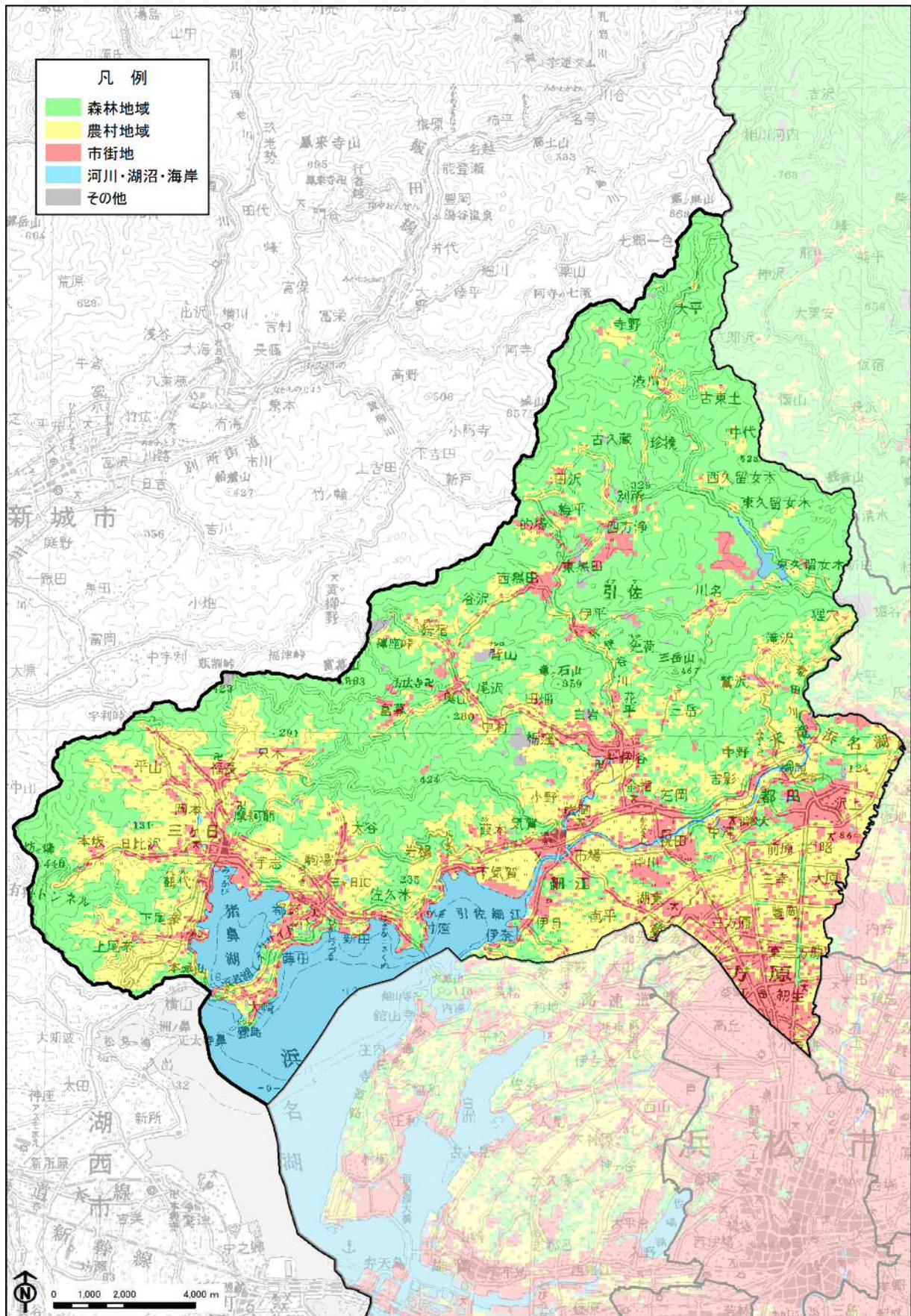


図 3-13 北区・環境情報図（土地利用の状況）

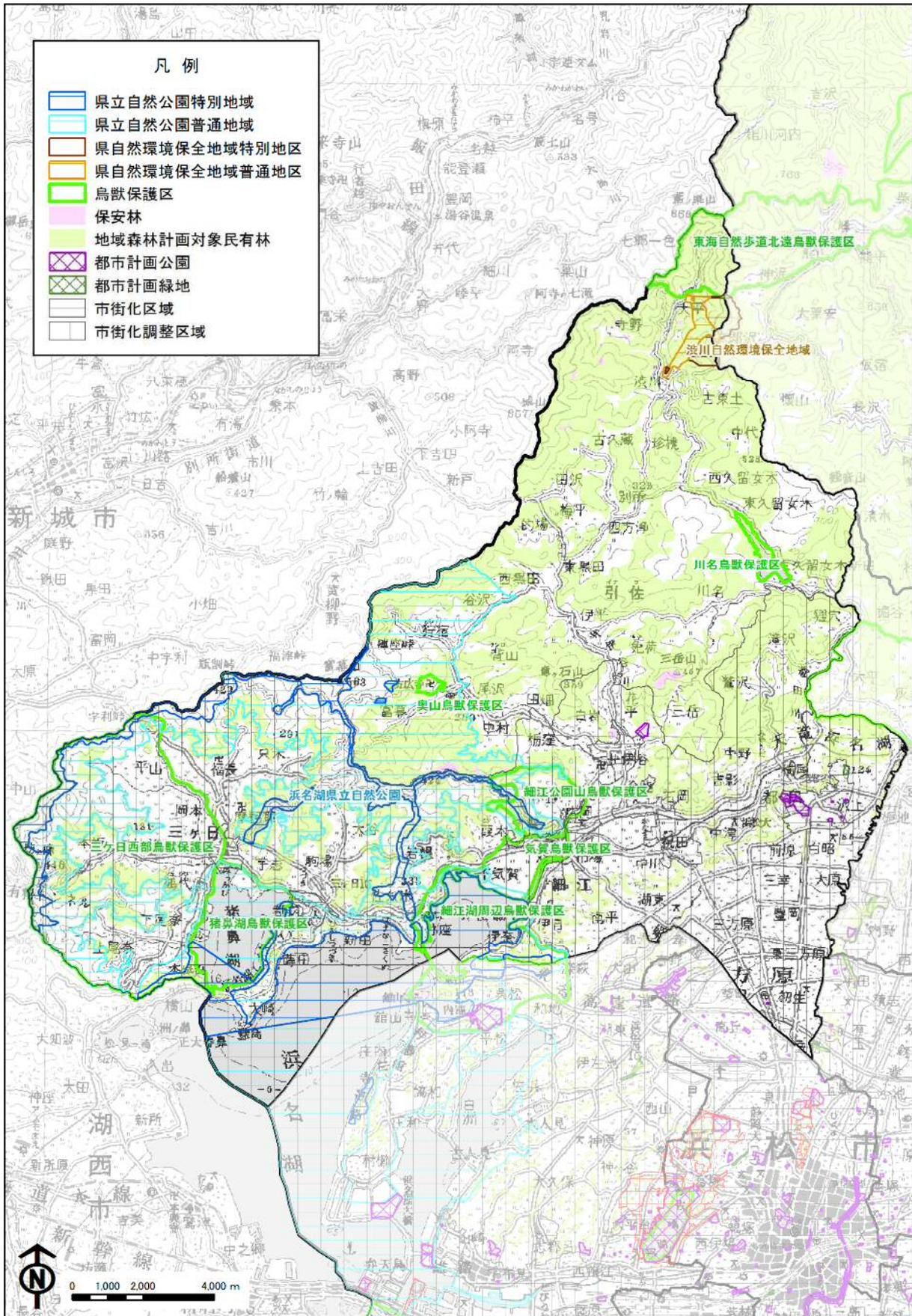


图 3-14 北区・環境情報図（環境法令等指定状況）

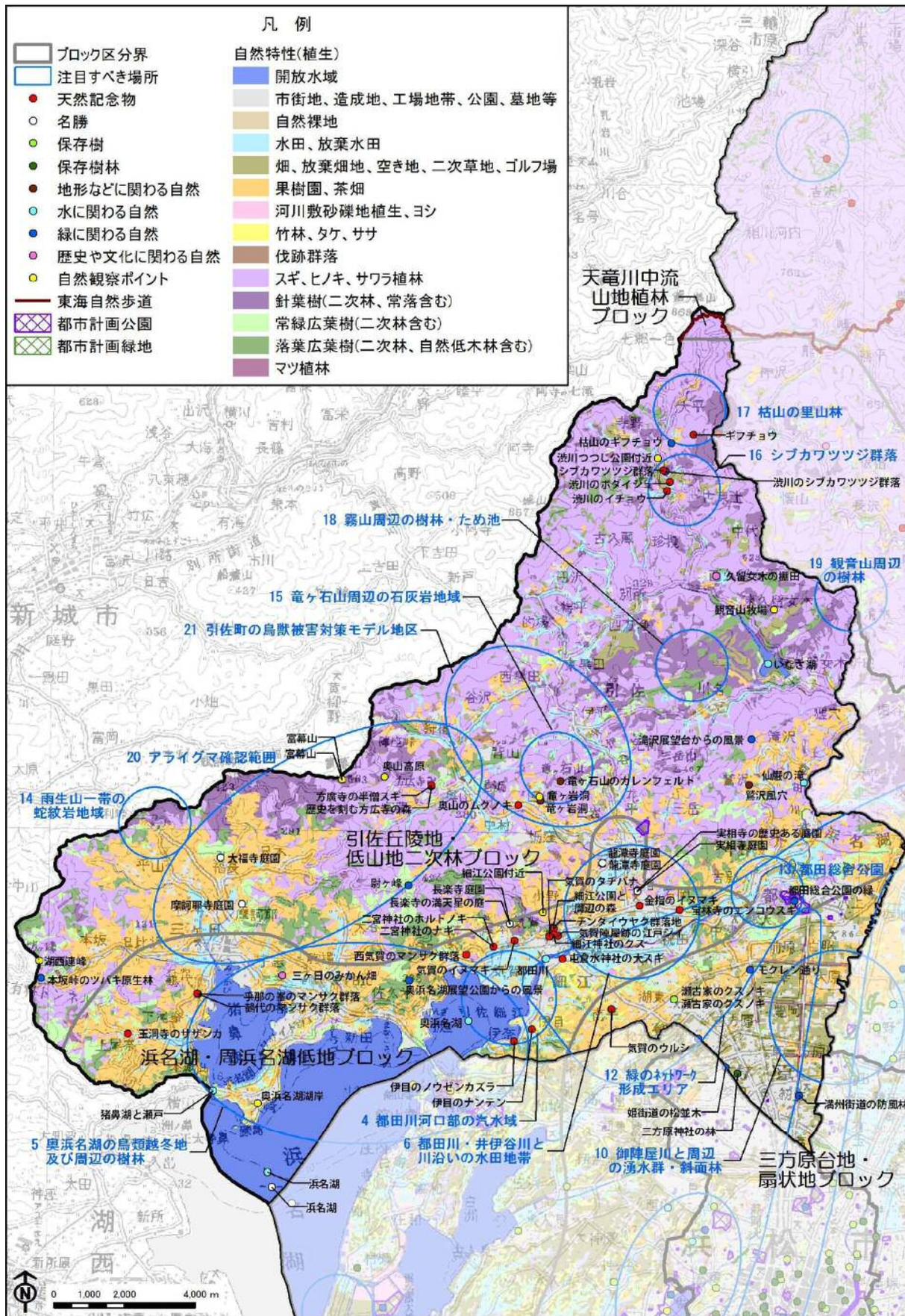


図 3-15 北区・環境情報図（自然環境・快適環境の状況）

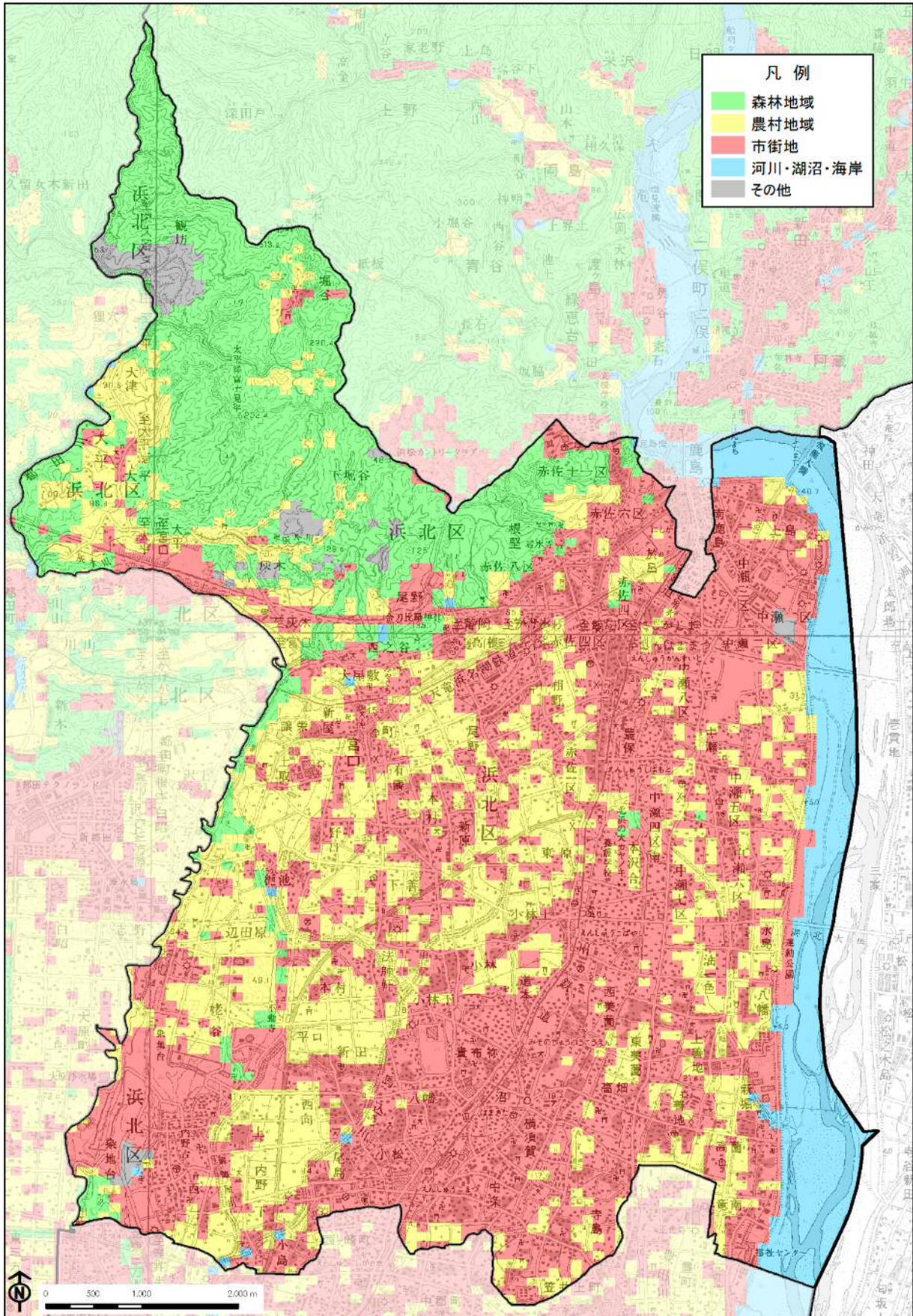


図 3-16 浜北区・環境情報図（土地利用の状況）

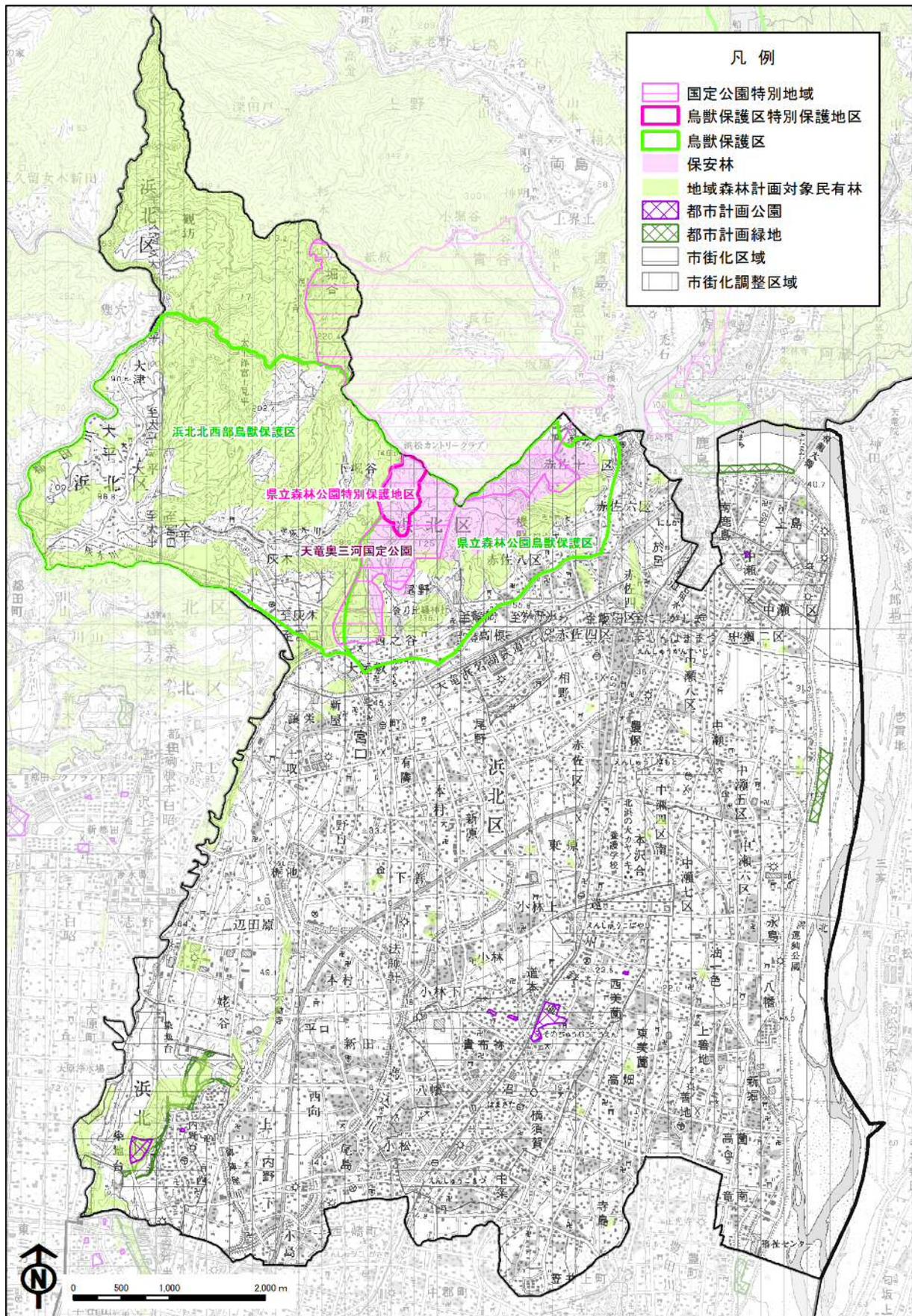


図 3-17 浜北区・環境情報図（環境法令等指定状況）

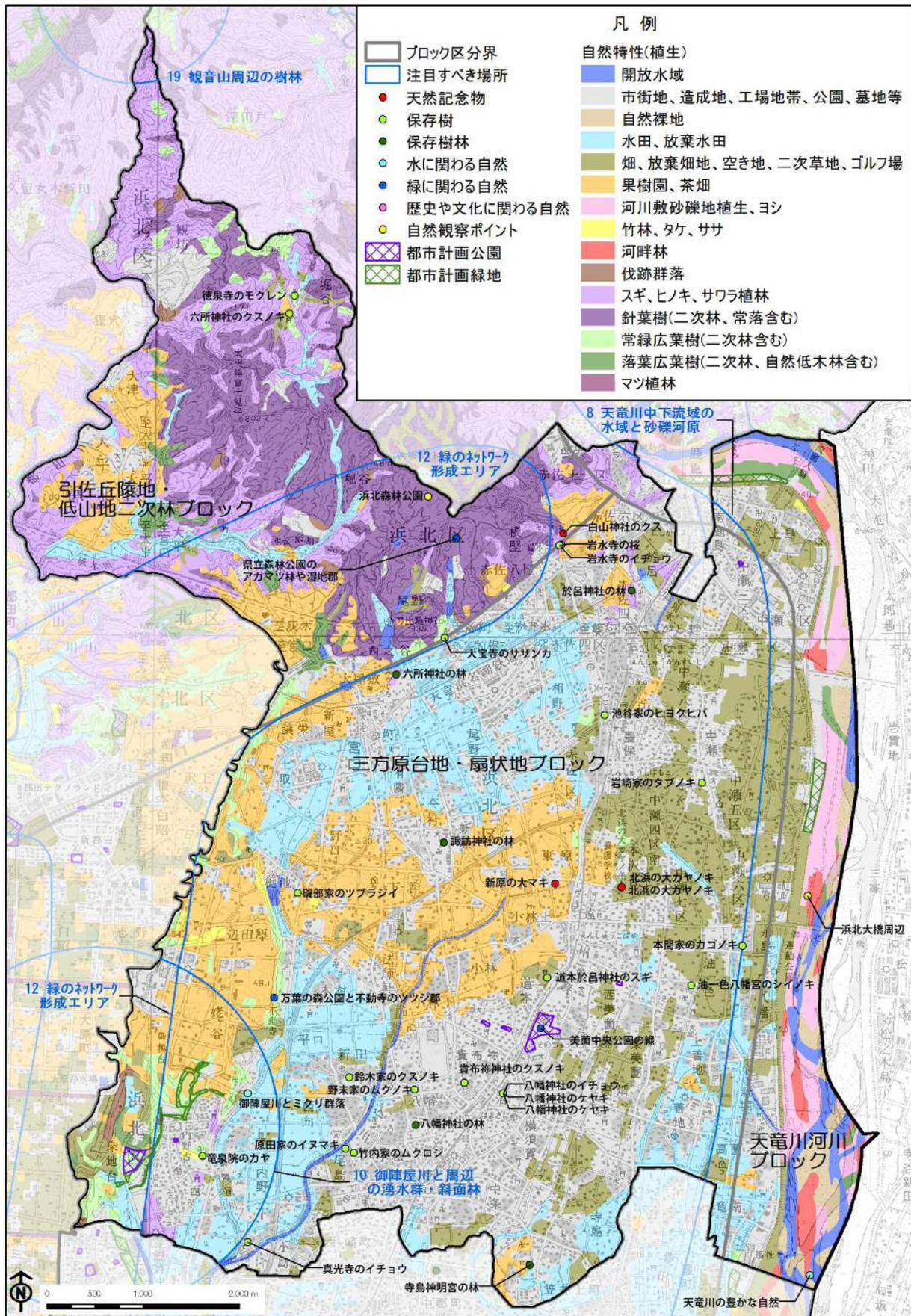


図3-18 浜北区・環境情報図（自然環境・快適環境の状況）

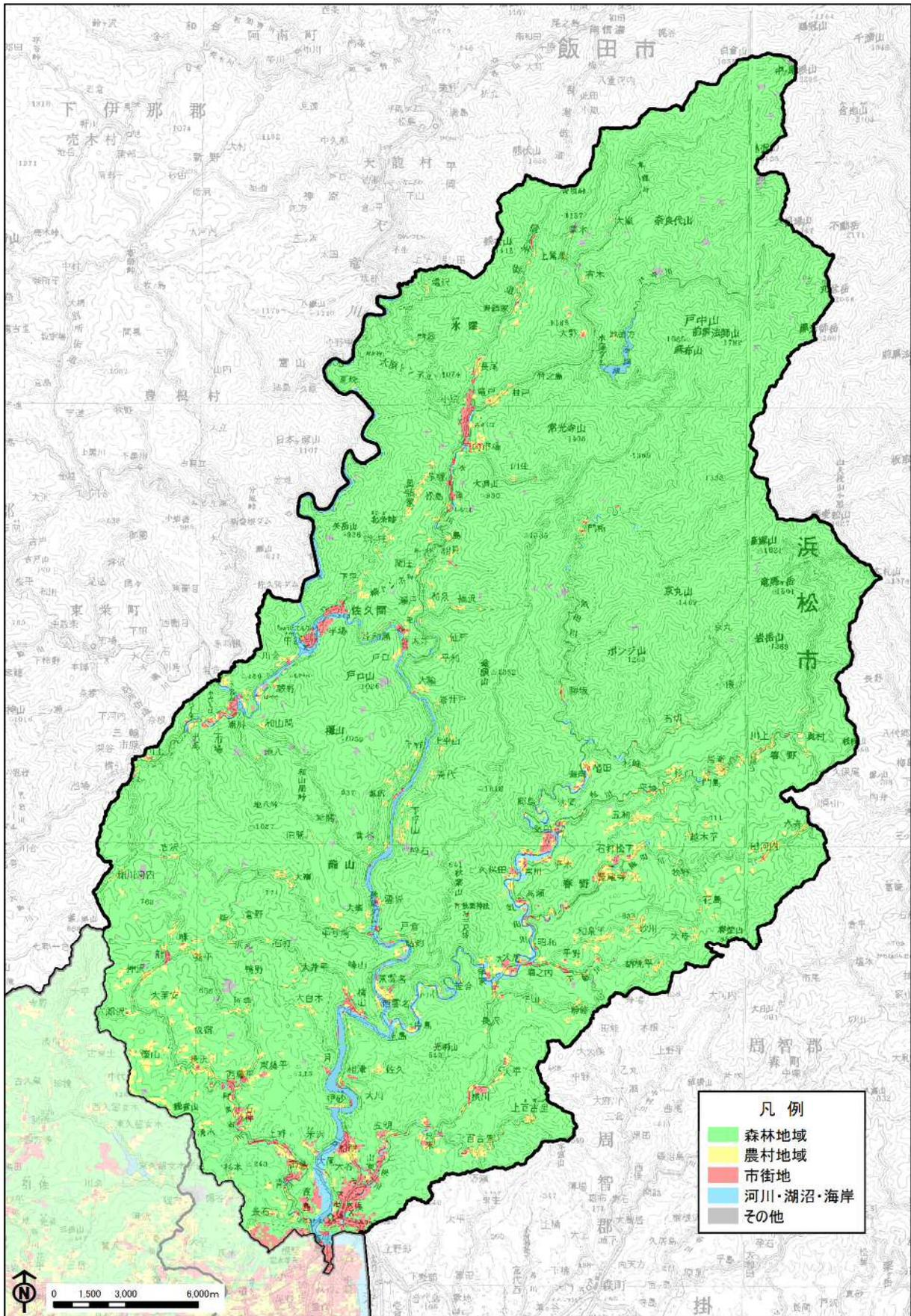


図 3-19 天竜区・環境情報図（土地利用の状況）

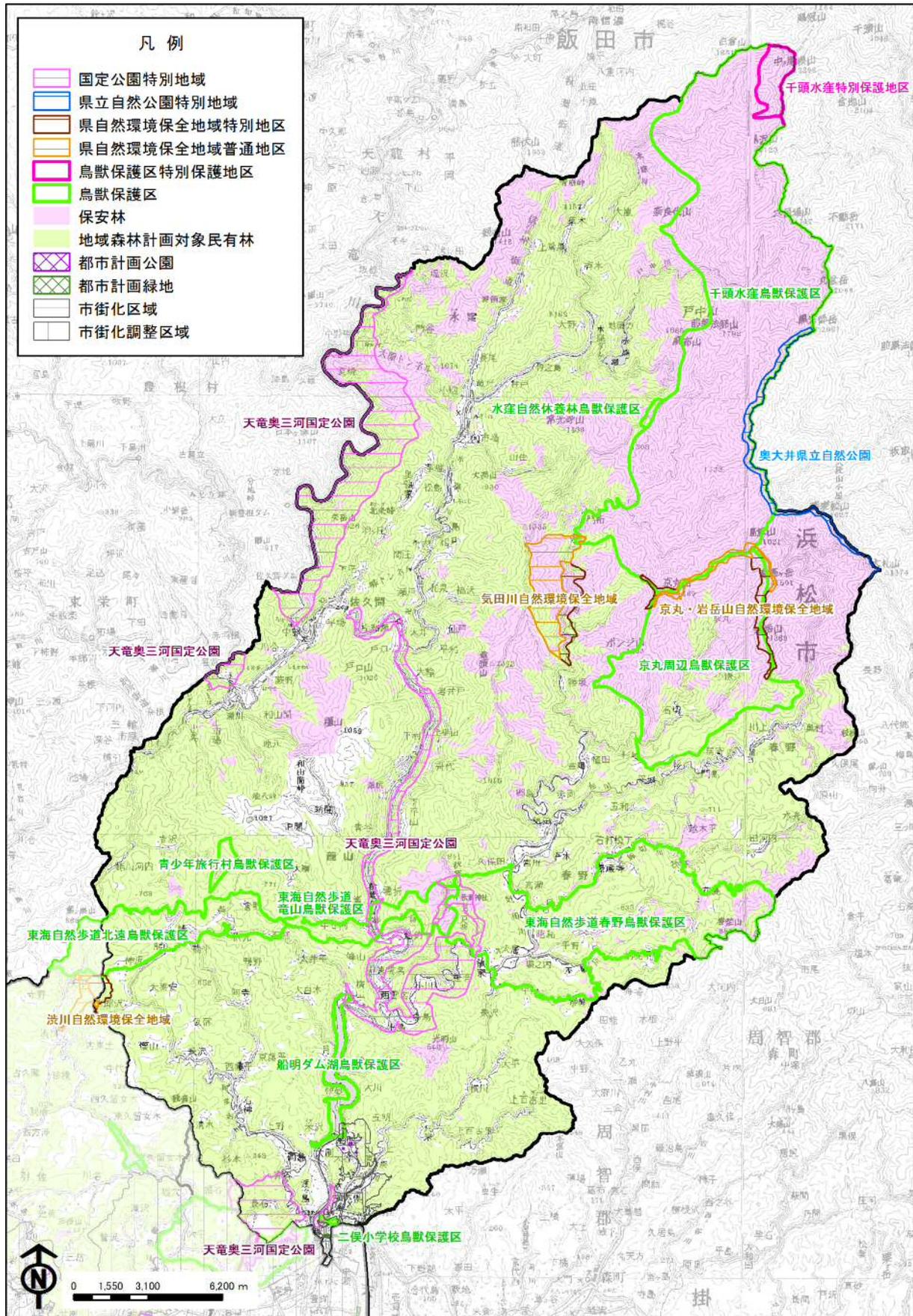


図 3-20 天竜区・環境情報図（環境法令等指定状況）

